

第4次 湯梨浜町教育振興基本計画

(令和8年度～令和12年度)

基本理念「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」

～ ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち

自他のより良い未来につながる志を立て

友と共に学び 互いを向上させる 人を育てる ～



湯梨浜町教育委員会

令和8年3月

第4次湯梨浜町総合計画では、「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」を未来都市像とし、教育分野のテーマを「志をもって 共に学び 明日を拓く ひとづくり」と定め、「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」や「学校を支える教育環境の充実」等を視点とし学校教育の推進に取り組むと同時に、「地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり」「生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進」「文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見」等を視点とし社会教育の推進に取り組んできました。

一方で我が国は、少子高齢化、生産年齢人口の減少、首都圏への人口集中と地方の過疎化、核家族化、人間関係の希薄化、不登校やいじめの増加、児童虐待事案の増加等、社会の課題が深刻化しています。加えて令和元年から令和5年にかけての新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、これまで以上に将来の予測が困難な時代となっています。さらに、近年においては、子どもたちのみではなく国民のウェルビーイング¹の向上も求められるようになっていきます。

これらの背景を踏まえ、令和7年度に町長と教育委員で構成される湯梨浜町総合教育会議を開催し、令和8年4月から取組が始まる第5次湯梨浜町総合計画（未来都市像「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」）の教育分野との整合性も考慮して、本町教育のめざす方向を「教育大綱」として決めました。この教育大綱は「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」の教育理念の下、4つのめざす力、5つの目標、31の施策から成っています。この教育大綱を具現化し、このたび第4次湯梨浜町教育振興基本計画を策定しました。この計画では、「教職員と児童生徒との信頼関係の強化」「文化財の保存活用計画の策定と活用の推進」等を新たに加えるなど、31の施策を展開することとしています。

これからの社会を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ解決する力、コミュニケーション能力、様々な情報を正しく判断し活用する能力等が求められています。そして、それらの力を生かして、持続可能な社会づくりに参画していくことが必要とされています。そこで、学校教育では、子どもたちが自分の未来を切り拓く幅広い知識と教養、創造性、公共の精神、社会の形成に参画する態度、生命や自然、伝統と文化を尊重する態度等を身につけることができるよう取り組みます。

また、平均寿命が延伸しつつある我が国において、すべての町民が健康で文化的教養（スポーツ及びレクリエーション活動を含む）を高めることができる環境を整える取組が必要です。そのため、社会教育において住民の多様な興味・関心を踏まえ、必要な学習の機会の提供に努めていきます。さらに、社会教育は学校教育及び家庭教育と密接に関連していることから、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進につながるよう取り組んでいきます。加えて「個人の要望」（要求課題）と「社会の要請」（必要課題）とのバランスを

¹ ウェルビーイング

経済的豊かさのみならず、精神的豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえる考え方で、幸福度と言われることもある。

図りながら取り組んでいくことがこれまで以上に求められており、教育委員会としてより積極的に地域課題に留意し、社会教育の充実を図っていきます。

最後に、多くの町民の皆様に、この教育振興基本計画をお読みいただき、共に湯梨浜町教育を推進していただきますことをお願いして、発刊の言葉といたします。

令和8年3月

湯梨浜町教育委員会教育長 山田 直樹

目 次

発刊に寄せて	1
目 次.....	3
第1章 計画の策定について	8
1 策定の趣旨・経過	8
2 計画の位置づけ	8
3 計画の期間.....	8
第2章 教育をめぐる現状と課題	9
1 教育をめぐる社会変化.....	9
2 第3次計画の成果と課題	11
目標1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進	11
施策1－(1) 確かな学力、学びに向かう姿勢の育成	11
施策1－(2) 外国語教育の推進	11
施策1－(3) ICT機器を活用した教育、プログラミング教育の推進	11
施策1－(4) 幼児教育の充実.....	11
施策1－(5) 特別支援教育の充実	12
施策1－(6) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進.....	12
目標2 学校を支える教育環境の充実	13
施策2－(7) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	13
施策2－(8) 安心、安全で質の高い教育環境の整備	13

施策 2 - (9)	いじめ、不登校等に対する対応強化	13
施策 2 - (10)	I C T環境の整備	14
施策 2 - (11)	少人数学級の継続	14
施策 2 - (12)	教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施	14
目標 3	地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり	15
施策 3 - (13)	ふるさとキャリア教育の推進	15
施策 3 - (14)	家庭教育の充実	15
施策 3 - (15)	明日を拓く青少年の育成	16
施策 3 - (16)	人権教育の充実	16
施策 3 - (17)	図書館機能の充実	16
施策 3 - (18)	公民館活動の充実	17
施策 3 - (19)	芸術・文化活動の振興	17
目標 4	生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	18
施策 4 - (20)	本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の 活性化	18
施策 4 - (21)	ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実	18
施策 4 - (22)	健やかな心と体づくりの推進	18

目標 5	文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見と活用	19
施策 5 - (23)	文化財の調査・研究と保存	19
施策 5 - (24)	伝統文化の継承と振興	19
施策 5 - (25)	文化財の活用と普及啓発	20
施策 5 - (26)	豊かな自然環境の継承	20
3	改訂の主な内容	21
(1)	計画の構成	21
(2)	「基本理念」の改訂と「基本理念を支える4つの力」の設定	21
(3)	5つの目標と31の施策の設定	21
(4)	数値目標の明示	22
第3章	湯梨浜町教育のめざす姿	23
1	基本理念	23
2	基本理念を支える4つの力	23
3	5つの目標と31の施策	24
第4章	今後5年間の具体的取り組み	26
〈目標1〉	ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の 推進	26
施策 1 - (1)	教職員と児童生徒との信頼関係の強化	26
施策 1 - (2)	学校風土の向上	27
施策 1 - (3)	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善によ る学力向上	29

施策 1 - (4)	いじめ、不登校の未然防止	30
施策 1 - (5)	人間性・社会性を育む教育の推進	33
施策 1 - (6)	ふるさとキャリア教育の推進	35
施策 1 - (7)	幼児教育の推進	37
施策 1 - (8)	教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実	38
施策 1 - (9)	授業での I C T の効果的かつ適切な活用の推進	40
施策 1 - (10)	グローバル化に対応する英語教育の推進	41
施策 1 - (11)	教育内容、教育方法の変化への対応	42
<目標 2>	学校を支える教育環境の充実	43
施策 2 - (12)	教職員の働き方改革の推進	43
施策 2 - (13)	安心、安全な教育環境の整備	45
施策 2 - (14)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実	48
施策 2 - (15)	安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供	50
<目標 3>	社会全体で学び続ける教育環境の向上	52
施策 3 - (16)	家庭教育の充実	52
施策 3 - (17)	S N S 等の特性と潜むリスクについての理解の促進	53
施策 3 - (18)	青少年の育成と社会教育の推進	54
施策 3 - (19)	人権教育の推進	55
施策 3 - (20)	公民館活動の活性化	57
施策 3 - (21)	文化会館、児童館の活動の充実	58

施策 3 - (22)	図書館機能の充実	59
施策 3 - (23)	社会教育施設の計画的な整備	60
〈目標 4〉	ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備	62
施策 4 - (24)	ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実	62
施策 4 - (25)	本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促 進と地域の活性化	63
施策 4 - (26)	中学校部活動の地域連携の推進	65
施策 4 - (27)	社会体育施設の計画的な整備	66
〈目標 5〉	文化、伝統、豊かな自然の継承・再発見と活用	68
施策 5 - (28)	地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実	68
施策 5 - (29)	文化財の保存活用計画の策定と活用の推進	69
施策 5 - (30)	ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用 の促進	70
施策 5 - (31)	ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実	71
計画の推進		73
1	計画の推進	73
2	計画の点検及び評価	73

第1章 計画の策定について

1 策定の趣旨・経過

教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年度に第1期、平成25年度に第2期、平成30年度に第3期そして、令和5年度に第4期教育振興基本計画を策定しました。地方公共団体においては、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

湯梨浜町では、平成24年8月に「次代を担う 心豊かな 人づくり」を基本理念に第1次計画を、平成28年3月に「志をもって 共に学び 明日を拓く 人づくり」を基本理念に第2次計画を、令和3年3月に「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」を基本理念に第3次計画を策定し、計画的に学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

このたび令和7年度末で第3次計画期間が終了することに伴い、第3次計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の本町の教育施策の方向性を示すために新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、中長期的に取り組むべき本町の教育課題やめざすべき姿の共通認識とその実現に向けた取り組みの方向性を示すものです。教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「湯梨浜町教育大綱（令和7年6月）」を踏まえて策定しています。

また、本計画は、町政全般の基本方針である「第5次湯梨浜町総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合を図りながら教育施策を推進していきます。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間の計画とします。

なお、計画期間内であっても、特段の必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 教育をめぐる現状と課題

1 教育をめぐる社会変化

本町には、小学校が3校、中学校が1校あり、約940名の児童と約420名の生徒（令和7年度現在）が学んでいます。町全体の児童・生徒数はここ数年大きな変化はありませんが、羽合小学校は中部地区で最も児童数の多い小学校、東郷小学校は中規模の小学校、泊小学校は小規模の小学校、湯梨浜中学校は中部地区で最も生徒数の多い中学校と、在籍する児童生徒数の差が大きい状況です。特に、羽合小学校は児童数が増加する傾向にあり、平成27年度、令和5年度と2度にわたり教室の増築を行っています。湯梨浜町教育委員会では、町内の学校規模の均衡化を図るため、平成29年度に羽合地区の希望する児童は、校区を越えて児童数の減少が顕著である泊小学校へ通学を認める特定地域選択制度を設けました。この制度を利用する児童は増加傾向にあり、令和7年度では28名の児童がこの制度を利用しています。併せて、東郷小学校においても校区の少子化等の影響により児童数が減少傾向にあります。

さて、現代は、少子高齢化による生産年齢人口の減少などの人口構造のさらなる変化や、急速な技術革新に伴う情報化やグローバル化の進展、激甚化、頻発化する自然災害、国際情勢の不安定化等、社会が大きくかつ急速に変化している状況にあり、これからの日本の社会がどのように変化していくのかを予測することが困難な「VUCA（変動制・不確実性・複雑性・曖昧性）」の時代とも言われています。

我が国の総人口は平成20年をピークに減少に転じており、少子高齢化が進行しています。本町においても、人口は減少しており、今後もその傾向は続いていくものと予想されています。核家族などの家庭形態の変容やライフスタイルの変化に伴い、地域社会における支え合いやつながりが希薄になるなど、地域や家庭の教育力の低下も懸念されています。保護者を支える環境を整えながら家庭の教育力向上を図っていくとともに、学校、保護者、地域が一体となって、子どもたちがふるさとのよさを実感し、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人財となるよう育てていく必要性が高まっています。

また、AI（人工知能）やビッグデータ、IoT（Internet of Things:もののインターネット）といった先端技術の発展が急速に進んでおり、超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。教育においても、GIGAスクール構想による1人1台端末の環境が整備され、学校におけるICT環境も大きく進展しました。今後は、このような技術を駆使し、創造性豊かに学んでいく力とともに、情報社会において情報を見極めて活用し、他者への影響を考慮して適切に発信等していくための考え方や態度などを育成していくことが重要となります。

社会に目を向けると、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月に2類相当から5類感染症に引き下げられて約3年が経過した現在においてもなお、社会全体にその影響が及んでいる中、国際情勢の不安定化や予想できない気候変動など、社会全体に予測困難な影響が次々と生じています。このような中であっても、人生をより豊かに、そして社会の変化に対応していくため、生涯学習の重要性が以前に増して高まってきており、すべての人が生涯をおして学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められています。その拠点となるのが、

地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設です。社会教育施設は地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。

文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についても重視する方向性となりました。しかしながら、過疎化、少子高齢化などにより、文化財の保護や継承をしていく担い手不足という課題もあります。そのため、文化財の活用について、学校教育との連携をはじめ、生涯学習の取り組みを充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことの重要性が増しています。併せて、今一度、自分たちの住んでいる湯梨浜町の自然環境がいかに貴重で素晴らしいものであるのかを再認識し、将来にわたって自然環境を継承しながら活用していくことも持続可能な社会づくりのために重要な観点であり、教育の果たす役割は重要です。

こうした中、国においては、令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに、グローバル化する社会に対応できる人材育成、共生社会の実現、地域と連携した教育の推進、教育DXの推進、計画の実行性確保のための基盤整備と対話という5つ基本方針を柱に掲げました。

一方で、子どもたちを取り巻く状況も大きく変化し、子どもたちの生活の中にもデジタル化の波が押し寄せ、携帯型のゲーム機の普及や、友達との対面ではないオンライン上のやりとりの急速な広がりが顕著となっています。また、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域の人とのふれあいが少なくなり、子どもたちの規範意識や社会性を育てていくことが難しくなっています。これらにより、かつて子どもたちは、地域の中で友達と体を動かして外遊びを行い、他者と協力し折り合いをつけることを学び、楽しみながら身につけてきた力を、これからは、学校教育や社会教育の中で意図的に体験をとおして育てることが求められています。

このような時代にあって、学校教育には、一人一人の子どもたちが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、協働して課題を解決していく力、さまざまな情報を見極め再構成して新たな価値につなげていく力、変化に積極的に向き合い豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようその能力等を育成することが求められています。これらのことは、日本の学校教育が大切にしてきたことであるものの、子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきています。同時に、令和2年度から新しい小学校学習指導要領が、令和3年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施となり、学校教育については、以前にも増して社会に開かれた学校経営が求められており、変革の時を迎えています。つまり、教育の「不易と流行」のバランスの取れた教育推進がより重要となってきているのです。そのために、学校教育及び生涯学習・社会教育のさらなる充実を図り、「この町に住んで良かった」「この町で子どもを育てて良かった」「この町の学校で学ばせて良かった」と実感できる町づくりを進めていかなければならないと考えています。

2 第3次計画の成果と課題

目標1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

施策1－(1) 確かな学力、学びに向かう姿勢の育成

授業改善をめざした講師招聘授業研究会、家庭学習の習慣化をめざした「放課後子ども教室」「ゆりはま地域未来塾」、発達段階に応じた家庭学習の習慣化と充実をめざした「家庭学習の手引き」の見直しと配布に取り組んできました。

毎年4月に行われる全国学力・学習状況調査において、町と全国及び鳥取県との平均正答率を比較すると、小学校は、年度によって上回ったり下回ったりという結果、中学校は、下回る結果となっています。また、毎年3学期に実施している標準学力検査において、小学校は概ね全国平均を上回っていますが、年度によっては課題が見られる学年があり、中学校は概ね全国平均を下回る結果となっています。

学力向上へ向けたさらなる研究推進、授業改善、個に応じた学習支援及び家庭学習の充実を図っていく必要があります。

施策1－(2) 外国語教育の推進

令和2年度に小学校3・4年での外国語活動の実施、小学校5・6年での外国語の教科化となりました。それ以降も町小・中学校外国語担当者研修会を実施し、小中相互の授業参観及び研修会への参加に努めたりするなど教員の指導力向上に取り組みました。また、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を目標に、引き続きALT（外国語指導助手）を2名確保し、小中学校において、ALTと指導者が連携した授業づくりに励んでいます。さらに、鳥取県教育委員会と連携して羽合小学校に英語専科教員を配置し、英語教育の推進に努めています。

今後とも、教員の指導力向上とALTの確保に尽力していくことが必要です。

施策1－(3) ICT機器を活用した教育、プログラミング教育の推進

令和3年度に児童生徒1人1台のタブレット型端末の活用を始めて以降、タブレットを活用した授業が当たり前となり、さらに効果的な活用についての意識も教職員に浸透してきており、授業のさまざまな場面で学習支援ツールなどのアプリケーションを活用する場面が見られ、活用の幅も広がってきています。

引き続き、各学校での活用しやすいICT活用授業実践事例集の作成や、ICT教育連絡協議会を開催するとともに、町主催のICT授業研究会の開催により、ICTのさらなる効果的な活用を図ることが必要です。

施策1－(4) 幼児教育の充実

毎年、町保育園・こども園・小学校（保こ小）接続担当者研修会を開催し、保小接続アドバイザー等の講演をとおして保こ小接続の重要性を学ぶとともに、校区ごとに情報交換を行い、めざす子ども像等について共通理解を図りました。併せて、保こ小接続の推進のため、小学校区ごとに「架け橋期のカリキュラム」

を作成しました。また、公開保育における指導助言や教育相談を実施し、幼児教育の充実に向けて取り組むとともに、保護者支援と家庭教育力の向上に努めました。

引き続き、小学校区ごとに作成した「架け橋期のカリキュラム」をもとに実践を積み重ね、さらにスムーズな保こ小の接続となるよう取り組むとともに、より実態に即したカリキュラムになるよう見直しを行っていくことが必要です。

施策1-(5) 特別支援教育の充実

全国、県、町において、特別支援学級在籍児童生徒及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は、少子化の影響により児童生徒数が減少している状況にあっても増加傾向にあります。

そこで、各学校と連携して、児童生徒一人一人の障がいの種類や程度に応じた適切な教育を行うため、特別支援教育担当者等連絡会の開催、各校における校内支援体制の充実と特別支援教育や障がいの理解に関する研修の実施、障がいのある児童生徒に対する支援会議の開催などに取り組んできました。また、各学校と連携して、各学校において特別支援学級に在籍している児童生徒は当然として、通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要としている児童生徒の状況に応じた個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成して児童生徒の指導に生かすよう努めてきました。さらに、特別支援学校の特別支援教育センター的機能を活用して、具体的な指導方法について助言を受けるなど、個に応じた指導の充実を図るとともに、各学校の児童生徒等の状況に応じて、町として児童生徒支援員を配置しました。

就学指導にあたっては、個別支援会議や移行支援会議等の開催、体験入学の実施等により、園児や児童生徒及び保護者が安心して就学できるよう指導を進めるとともに、園児と児童生徒の交流、園と小学校、小中学校間、特別支援学校との指導者相互の訪問等にも取り組み、就学に向けた連携に努めました。

今後とも、特別支援教育の充実を図り、個に応じた適切な教育を推進していくことが必要です。

施策1-(6) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

各学校とも年間指導計画を基に道徳の授業を行う中で、自分の考えを相手に伝えたり、互いに語りあったり、意見交換しながら授業を進めました。また、デジタル教科書等を活用し、より効果的な学習が進められるよう工夫しました。

引き続き道徳的な実践力を育成するため、道徳の時間と各教科等との横断的な連携を図り、自らの考えを持ち、他者と意見を交換することによりさらに考えを深めていく授業を推進し、児童生徒の道徳的実践力を育成していくとともに、自分だけでなく周囲の人と折り合いをつけ生活していく大切さに気づき、実践していく力を身につけるよう指導を積み上げていくことが必要です。

目標2 学校を支える教育環境の充実

施策2-(7) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

各学校が、コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会を設け学校経営方針を定めるとともに、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働活動に取り組み、地域の特色を生かした魅力ある学校づくり、特色ある学校運営を推進しました。その中で、校外学習や授業への支援等に多くの地域の方に参加いただけるようになっていきます。

引き続き、コミュニティ・スクールとして、魅力ある学校づくり、特色ある学校運営に取り組んでいくことが必要です。

施策2-(8) 安心、安全で質の高い教育環境の整備

登下校の見守りを行う地域学校協働活動が定着し、地域の登下校の見守りボランティア数も少しずつ増えている状況の中、地域ボランティアの方と連携しながら、児童生徒自らが命を守り抜くための防災教育、交通安全教育等の充実を図りました。

また、計画的に、体育館水銀灯のLED化や各学校の冷房設備の更新を行うとともに、校舎や遊具等の専門業者による定期的な点検を実施し、修繕しなければならない箇所が確認された場合には、速やかに専門業者による修繕に取り組みました。

さらに、家庭の経済状況により、子どもの進路が閉じられることがないように、就学援助制度や通学費助成制度の充実とともに周知に努めました。

今後とも、校庭の照明及び蛍光灯のLED化や各学校の冷房設備の更新等に計画的に取り組むとともに、防災教育・交通安全教育や就学援助制度等のより一層の充実を図っていくことが必要です。

施策2-(9) いじめ、不登校等に対する対応強化

いじめの発生件数（含む：いじめ重大事態）、不登校児童生徒は全国・本県において増加しており、本町においても増加傾向にあります。

いじめについては、定期的に児童生徒のアンケートを実施し、その後に面談を実施するなど早期発見・早期対応に努めてきました。

不登校については、不登校対策委員会の定期的な開催や、大学教授を招聘しての各学校への訪問による各学校に応じた研修に取り組んできました。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じてアセスメントシートをもとにしたケース会議に同席するなど、各学校を支援する体制整備に努めてきました。さらに、町として、中学校に教育相談員を配置し、希望する生徒や保護者が相談できる体制整備を図ってきました。

学校においては不登校の未然防止に努めることが重要であり、より一層「わかる授業・魅力ある授業づくり」「教職員と児童生徒との信頼関係の強化」「児童生徒の人間関係づくり、社会性の育成」「学校風土の向上」などに具体的に取り組んでいくとともに、保護者や関係諸機関との連携をさらに深めていくよう、具体的に実践していくことが必要です。

施策2-(10) ICT環境の整備

各小学校に液晶ディスプレイ、実物投影機及びApple TVの整備や、インターネットの通信環境の向上に取り組む等、計画的にICT環境の整備を進めました。また、県教育委員会及び県内市町村教育委員会と連携し、令和7年度末には児童生徒用のタブレット端末を更新し、令和8年度当初から活用を開始する体制を整えました。

併せて、ICT支援員による業務支援を継続するとともに、ICT機器運用サポート体制の維持に努め、学校のICT活用環境の支援を行いました。

今後は、国や県の行う様々なテストのCBT（コンピュータでのデータ通信を活用した試験方式）化やインターネット上での様々なアンケートの実施等の状況に対応して、データの通信速度の向上に取り組むとともに、既に整備しているICT機器の計画的な更新をしていく必要があります。

施策2-(11) 少人数学級の継続

本町は、平成18年度より県内で最も早く少人数学級編制に取り組み、県の基準を参考に町独自の基準を設け、よりきめ細やかな教育を行う環境を整えました。この間、県教育委員会も鳥取県独自の少人数学級の取組を始め、県教育委員会と連携しながら少人数学級を継続してきました。文部科学省は、令和2年度以前の小学校1年に限り1学級35人としていた上限人数（平成23年度開始）を、令和3年度から段階的に引き下げ令和7年度には全学年で1学級35人を上限人数としました。この文部科学省の方針を受け、県教育委員会は、県内市町村教育委員会と連携して小学校1、2年上限人数30人、他の学年上限人数35人、中学校1年上限人数33人、他の学年上限人数35人としていた制度を、小学校について段階的にすべての学年で上限人数30人とし、令和7年度には小学校すべての学年で上限人数30人としました。なお、国は小学校の改善を優先し、その後中学校の上限人数について検討するとしています。

少人数学級編制とすることで、児童生徒一人一人の理解度や活動の様子、状況が把握しやすくなり、児童生徒にあった的確な支援、きめ細やかな指導を行うことができていますが、今後も成果指標に基づき成果を検証していく必要があります。現状では、hyper-QUの学級満足度、学校生活への意欲は全国平均と比べて高い状況にありますが、学力調査の結果は低い傾向にあります。

今後は、成果を検証しながら少人数学級を継続しつつ、学力や学校生活の向上を図ることが必要です。

施策2-(12) 教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施

近年、教員をめざす若者等が減少しており、特に年度中途からの病休や産休の代員の配置が十分にできない状況が生じています。教員をめざす若者等の減少の要因として、教員の長時間労働がクローズアップされ、教員の時間外勤務の縮減が喫緊の課題となっています。その対策の一つとして、公立中学校部活動の地域展開の推進が求められており、検討会を設け可能なところから取り組みました。

また、各学校と連携して、留守番電話の設置や年間5日の学校閉庁日の実施などに取り組むとともにストレスチェックの実施や希望する者が産業医と面接指

導を受ける体制の整備等を進め、以前と比べて勤務時間外の業務時間は減少してきました。しかし、月45時間以内、年間360時間以内と定めている勤務時間外の業務時間を超えている者が複数あるなど、教職員の働き方の適正化になお一層取り組んでいくことが必要です。

併せて、令和7年度に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げ教員の処遇改善を図ることや教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、そして計画の実施状況の公表、計画内容及び実施状況について総合教育会議への報告が義務付けられ、これらにも適切に対応していくことが求められています。

目標3 地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり

施策3-（13）ふるさとキャリア教育の推進

平成30年度に小学3・4年生を対象に町の文化や自然、産業などを学ぶ際の町独自の社会科副読本を作成して以降、社会や地域の変化に応じて、児童の使いやすい副読本となるよう年度ごとに見直しました。また、各学校では、学校支援ボランティア等の協力による地域の学習や地域の方をゲストティーチャーとして招き、ふるさとのよさや課題を学ぶ機会を、また、中学校では、地域の方から湯梨浜町の伝統文化等を学ぶ機会を設けました。今後より一層ふるさと教育を推進し、地域の多くの人とのつながりの中でふるさと湯梨浜に愛着と誇りを持ち、自らの人生を切り拓いていく力を育てていくことが必要です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、地域の企業等の協力を得ながら、児童生徒の職業観の育成や進路について考えを深めることを目的にキャリア教育に取り組んできました。今後、児童生徒が自分だけでなく、地域や社会への貢献等の考えた職業観の育成や進路について考えを深めていくことができるようキャリア教育に取り組んでいくことが必要です。

施策3-（14）家庭教育の充実

家庭教育の充実を目的に青少年育成湯梨浜町民会議、家庭教育支援チーム、子ども会育成者研修会において保護者を対象とした研修会を開催しましたが、参加者の固定化傾向があり、より多くの保護者の方に参加していただけるよう、開催時期や内容等を検討していくことが必要です。

また、家庭教育支援チームの主な活動である「親子の遊び場」は内容も多岐に渡って開催していることで参加人数も増えてきていますが、悩みや不安を抱える家庭に支援がいきわたるよう、啓発方法や活動内容の検討が必要です。

今後、こども園・保育園・小中学校やその保護者会・PTA、そして家庭教育支援チームと連携し、保護者が集まる機会をとらえて発達段階に応じた研修会などを開催することにより、家庭教育の充実を図っていくことが求められます。

令和7年度に教育委員会と子育て支援課が連携して「ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラム」を立ち上げ、関係機関・団体等とも連携して、子どもの発

達段階に応じた保護者研修に体系的・計画的に実施する一步を踏み出しました。今後、この取り組みを軸に関係機関・団体等が連携して取組を広げていくことが求められます。

施策3-(15) 明日を拓く青少年の育成

自然体験活動等の青少年育成に関わる多くの事業の充実に向けて取り組み、各事業には幼児、小中学生とその保護者の参加が増えるとともに、登録制学生ボランティアも継続実施したことで、さまざまなイベント等で学生ボランティアが活躍する場面も増えました。

放課後や休日の居場所づくりとして、町内5か所で放課後子ども教室を開設しましたが、コロナ禍以降休止していた放課後子ども教室は指導者の確保が困難であり再開できませんでした。

今後は、学生ボランティア等の自発的な活動が行われるよう支援をしていくことが必要です。また、地域の協力を得ながら放課後子ども教室の継続実施や新たな開設により、子どもたちが学校外で安心して活動できる居場所を提供するとともに、地域の方との交流をとおして、生きる力を育む場の提供に努めていくことが求められます。

施策3-(16) 人権教育の充実

年間の研修の機会として「ゆりはま人権セミナー」「町民のつどい」「人権教育推進大会」が定着し、職場やPTAの研修の場としても活用されています。また、町人権意識調査等の結果を活用し、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について研修を実施し、参加者からは人権についての理解が深まったと好評を得ることができました。一方で、参加者の固定化の傾向があり、新たな参加者を増やすために研修会開催の周知方法等を工夫していくことが必要です。併せて、参加された方に日々の生活と人権問題とのつながりや部落差別をはじめとするさまざまな差別をなくしていく取組と自分自身とのつながり等の理解を深めていただくよう、研修内容や方法を工夫していくことが必要です。

また、コロナ禍により開催できなかった地区座談会が多くの集落で再び開催されるようになりました。本町と北栄町、琴浦町の3町で連携して作成した人権啓発動画のDVD等を、地区座談会で活用していただけるよう促すとともに、家庭や職場、人権教育推進協議会各部会の人権研修での啓発資料として提供しました。今後も3町で連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

また、5年ごとに行ってきた「人権意識調査」を1年前倒して令和7年度に実施し、その結果をまとめました。そのまとめを踏まえて、「あらゆる差別をなくする総合計画」の第4次改定を令和8年度に行う予定です。そして、人権意識調査の結果と総合計画を踏まえ、人権教育・啓発を行っていくことが求められています。

施策3-(17) 図書館機能の充実

従来の広報誌、ホームページに加え、LINEを活用して広く情報発信を行い、おはなし会、図書館まつり等のイベント実施と併せて、行政他事業への協力等に

より、読書活動を推進しました。また、利用者のアンケート調査を実施し、利用者のニーズとともに改善点等を把握し、利用促進に努めました。しかし、コロナ禍以降、貸出冊数、利用者ともに減少傾向にあります。今後も利用者へのアンケート調査を継続し、利用者のニーズに沿いながら、図書館の利用促進を図っていくことが必要です。

郷土の歴史資料の収集、整理等は継続して実施しましたが、電子データ化の作業まで至っていないため、今後、資料の選定及びデータ化に取り組み、郷土の歴史資料について幅広く活用できる体制づくりが求められます。

施策3-(18) 公民館活動の充実

高齢化、人口減少等により地域の状況も急速に変化しており、特にコロナ禍以降、地域のにぎわい不足やコミュニケーションの希薄化が課題となっている中、中央公民館、羽合分館、泊分館の3館体制により、地域活性化推進員を中心に各地域のニーズを把握し、恒例の講座だけでなく新しい講座を企画するなど、地域のにぎわいの創出のため工夫してきました。

しかし、参加者は固定化傾向にあり、地域の方のニーズの一層の把握に努め、新たな参加者を増やすことが求められています。また、地域の歴史や伝統文化等への町民の方々の関心が高いことから、講座内容について一層の工夫が求められます。身近なところでの教室や講座を行ってほしいとの要望もあり、出前講座をより積極的に開催することも求められます。

令和6年度に教育委員会から公民館運営審議会に「今後の公民館のあり方」について諮問し、運営審議会での審議を経て令和7年9月末に答申されました。今後は、その答申を受けて具体的に公民館のあり方を見直していくことが必要となっています。

施策3-(19) 芸術・文化活動の振興

町文化団体協議会は、地域における文化振興や普及、各文化団体間の連携を目的として活動を推進してきましたが、各構成団体の会員の固定化や高齢化により、団体数および会員数が減少し、各団体の維持継続が困難な状況が課題となっています。

そのため、町文化団体協議会と連携し、新規会員の加入促進や新規団体の育成に取り組むとともに、活動成果の発表の場として「ゆりはま文化芸能祭」のさらなる充実を図ることが必要です。

町内の小学校の希望に応じて芸術鑑賞教室を継続的に実施しており、今後も児童が本物の芸術に触れる機会を確保していくことが必要です。また、県教育委員会の取組により、県内の小学校4年生が県立美術館の見学を行い、美術作品を鑑賞する機会が設けられており、今後もこの事業を活用して、本物の芸術に触れる機会を確保していきます。

目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

施策4-(20) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化

グラウンド・ゴルフ発祥地大会、国際大会を継続的に実施するとともに、令和6年には、ねんりんピックのグラウンド・ゴルフ競技を本町で実施しました。国内外から多くの来町者を迎え、大会参加者と地元住民との交流を図ったり地元の宿泊施設の利用を促進したりすること等により、地域の活性化につなげることができました。また、地元の自主活動の推進を図るため、希望に応じて用具等の貸出も行いました。

コロナ禍の影響により「ワールドマスターズゲームズ2021関西」は2027年5月開催に延期されましたが、「グラウンド・ゴルフ」の普及促進のための各大会の充実、トップセールス等の成果により、各大会への参加者が増えることが期待されます。併せて、海外への普及促進の一環として国内のグラウンド・ゴルフ愛好者から古くなったクラブを寄贈していただき、希望に応じて海外へ送る取り組みを行いました。

町立学校の教員の初任者研修の一環として、本町発祥の生涯スポーツであるグラウンド・ゴルフ体験も継続的に実施しました。

施策4-(21) ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実

町民の方を対象に、スポーツ推進委員と連携して、ウォーキング大会や軽スポーツ教室等を定期的に開催し、運動意欲を高めるとともに、運動習慣の定着を図るよう取り組みました。また、スポーツ少年団の指導者等の公認指導員資格者の育成、資格の更新に積極的に取り組みました。

町民スポーツ大会では、コロナ禍によって大会が中止になるなど大きな影響を受けました。コロナ禍以降は、地区対抗の競技大会でチーム数や参加者拡大のために参加要件の見直し等を行ったことで、参加選手数が増加に転じました。今後も誰もが参加したい大会をめざして、町体育協会と連携して参加者数の増加を図っていきます。

みんなのげんき館事業では、当初は運動指導員1名の体制でしたが、令和6年度以降2名の運動指導員を確保し、トレーニング教室やストレッチ教室等を定期的に開催し、教室をきっかけに個人利用を開始する方や何度も教室を利用している方もおられ、町民の方の運動習慣の定着に向けて成果が表れています。また、トップアスリートを招いての健幸キッズアンバサダー養成講座や小・中・高生がアスリートから指導を受ける教室を開催するなど、様々な世代を対象としたイベントの開催に努めました。

今後も引き続き教室等を開催し、町民の方々の運動の習慣化を図るとともに指導員の研修にも努め、町民の方々の要望により幅広く応えられるよう取り組んでいくことが必要です。

施策4-(22) 健やかな心と体づくりの推進

毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を基に、各学校で定めている「体力向上推進計画」を見直し、体育の時間はもとより、休憩時

間等も利用して児童生徒の体力向上に取り組みました。しかし、近年の教職員の働き方改革の影響による業間運動の見直しや公立中学校の部活動改革の影響等もあり、本町の児童生徒の平均的な運動時間は減少しており、体力や運動能力も低下する傾向です。今後、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、児童生徒の体力・運動能力を向上に向け、各学校と連携し取り組んでいくことが必要です。

また、家庭における食育の推進に係る啓發文書等を発信してきました。引き続き、子どもたちが健全な食生活が送れるよう取り組むことが不可欠です。

さらに、町立小中学校でフッ化物洗口事業を継続して実施することで、児童生徒のう歯罹患率が低下しており、今後も継続していくことが必要です。

目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見と活用

施策5－(23) 文化財の調査・研究と保存

資料提供、史料調査、現地調査など、各歴史研究会や文化財保護委員と連携して活動することができました。特に、無形民俗文化財については、各保存団体の活動を支援するとともに、団体ごとの活動や抱える問題などの情報交換を行うため、町無形民俗文化財保存団体の連絡会を開催し、組織の活性化を図りました。

また、国県指定文化財については定期的に巡視を行い、大雨などの警報発令後には点検も行いました。しかし、町指定文化財については巡視・点検制度が無いため、文化財保護委員会で必要性について協議を始めました。

令和7年3月に羽衣石城跡及び付城跡群総合調査報告書は完成しましたが、国史跡指定のスケジュールが全体的に後ろ倒しになっており、国史跡指定に向けて県文化財課等の関係機関や団体と連携して取組を継続していくことが必要です。併せて、今後の保存活用計画、保存整備計画等を定めていくことが必要となります。

国指定の名勝尾崎氏庭園の保存活用計画の策定に着手するとともに重要文化財である尾崎家住宅の保存修理事業を円滑に進めるため、毎月定例会を開催し、情報共有と進捗管理に努めるとともに指導・助言など支援を行いました。今後も保存修理の完了に向けてこの取り組みを継続していくことが求められています。

文化財を適切に保存していくためには、地域の人にその価値を知っていただくことが必要です。そのため、地域の方々に文化財について説明を行う「ふるさと再発見事業」や、町内の史跡等の現地研修等を計画的に実施しました。また、町の歴史講演会や現地研修会は、生涯学習・人権推進課、公民館及び図書館との共催、さらに町内の歴史研究団体との協力体制も整ったことにより、開催回数を増やすことができました。そして、それぞれの催しは、年代を問わず、町内外の参加者も多くなっています。地域の歴史や文化財への関心が高まっており、歴史講演会や現地研修会を定期的に開催していくことが必要です。

施策5－(24) 伝統文化の継承と振興

若年層を対象とした取り組みとして、町の歴史や魅力を知る機会を設け郷土愛を育むため、各小学校へ歴史民俗資料館や古墳等、現地での学習の実施を働きか

けたことで、現地見学の実施が各学校で定着してきています。今後も、小中学生に湯梨浜町の歴史等に関する学習機会をさらに設けていくことが必要です。

同時に、今後も町の魅力を多くの人に認識していただけるよう、指定を受けた文化財だけではなく、町内の貴重な有形・無形の歴史文化遺産の適切な保存・保護に努めるとともに、魅力ある事業を実施するなど活用を図る必要があります。

伝統文化の次世代への伝承のため、湯梨浜中学校1年生の総合的な学習の時間において、町内の無形民俗文化財保存団体と連携して、町内の伝統芸能を体験する機会を、泊小学校の児童に対して泊貝がら節保存会による泊貝がら節の指導と運動会での発表の機会を、東郷小学校の児童に対して東郷浪人踊保存会による浪人踊りの指導と水郷祭での発表の機会を提供することができました。

また、町内にある5つの無形民俗文化財保存団体の活動を支援するとともに、初の試みとしてゆりはま民俗芸能体験交流会を開催し、各団体の会員同士や町民との交流を促進し保存活動の活性化に取り組みました。

しかし、近年、会員数の減少や祭りへの参加者確保が困難になっているという課題があり、その解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

施策5-(25) 文化財の活用と普及啓発

令和4年度泊分館開館記念特別展「泊の歴史展」・講演会・漁場図等の公開（於：中央公民館泊分館）、令和7年度長瀬高浜遺跡発見50周年記念事業「特別展示・講演会・発掘調査現場見学会等」（於：羽合歴史民俗資料館、ハワイアロハホール、発掘調査現場）、同年12月「羽衣石城跡及び付城跡群の文献調査報告会」（於：中央公民館）等を開催し、それぞれ多くの町民の方々に参加していただき、文化財の活用と普及啓発に努めました。また、各小学校の要望に応じて、羽合及び泊歴史民俗資料館の見学や地域の歴史に関する指導等に取り組みました。

今後も公民館や小・中学校などと連携しながら、地域の歴史や文化財に関する事業を幅広く展開し、町民の皆さんはもちろんですが、町外・県外の方々に向けても本町の歴史や文化財の価値を広く周知することが必要です。

施策5-(26) 豊かな自然環境の継承

トウテイランやオオサンショウウオ、イソスミレなど町内の希少動植物の現地調査を行いました。特にトウテイランについては、「トウテイランの里」を整備し、植栽イベント等の開催、リーフレットの作成などをおして周知に努めました。また、公民館と連携してトウテイランの里を活用した橋津地内のウォーキング、トウテイランの種や苗の配布等にも取り組みました。今後も町内の希少動植物に関する調査と情報収集を継続することが必要です。

また、青少年育成湯梨浜町民会議と連携して蛍の観察会を開催するなど、町民の方々に町内の豊かな自然環境を実感していただきました。また、湯梨浜中学校で町内の天然記念物に関する出前講座を開催し、町内の豊かな自然環境について発信する取組も実施するなど、自然環境を守り継承していこうとする機運の醸成に努めました。

今後も青少年育成湯梨浜町民会議、地域のボランティア団体、小中学校などと連携して、本町の豊かな自然環境の保全や希少動植物の保護について理解を深める機会を提供していくことが必要です。

3 改訂の主な内容

(1) 計画の構成

湯梨浜町教育が中長期的にめざすべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて湯梨浜町教育で育てたい、具体的な能力などを「基本理念を支える4つの力」として示しています。

湯梨浜町教育の抱える諸課題を解決するため、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめています。

具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度、取り組む行動計画を「教育要覧」として別に定め、取り組みを検証、評価するとともに、新たな取り組みへ反映させていくこととします。

(2) 「基本理念」の改訂と「基本理念を支える4つの力」の設定

第3次計画では、基本理念「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」のもと、自立へ向けて生涯を通じて学び、さまざまな課題を協働によって、創造的に解決していく人づくりをめざしてきました。

第4次計画では、国の第4期教育振興基本計画で示された基本的方向性を総合的に勘案して、町としての課題や方向性を入れながら、基本理念を「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」としました。「ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち 自他のより良い未来につながる志を立て 友と共に学び 互いを向上させる 人を育てる」教育を推進し、町で育つ子どもたち、さらには町民の皆様が持続可能な社会の担い手となる人づくりをめざします。

そして、この基本理念に則り、第3次計画で示した「基本理念を支える4つの力」を第4次計画においても引き続き重要であると考え、継承していきます。

(3) 5つの目標と31の施策の設定

目標と施策については第3次計画の内容をふまえ、第5次湯梨浜町総合計画との整合性を図りながら設定しました。目標は第3次計画の5つの目標を継承する形となっていますが、施策については、新たに「教職員と児童生徒との信頼関係の構築」「学校風土の向上」「教育内容、教育方法の変化への対応」「SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進」「青少年の育成と社会教育の推進」「中学校部活動の地域連携の推進」等を新たに加え、5つの目標と31の施策を掲げ、湯梨浜町教育を進めていきます。

(4) 数値目標の明示

数値目標については、第3次計画と同様に、施策項目に挙げた取り組みの実施状況を評価する「取り組みに対する評価指標」と、「めざすところ」の達成状況を測るための「成果に対する評価指標」の2つの指標を設定しています。

各施策において「めざすところ」を明記することで、5年後の子どもたちの姿や環境状況を明確にし、年度ごとに進捗状況を数値で測り確認しながら計画を実行していきます。

第3章 湯梨浜町教育のめざす姿

1 基本理念

「ふるさと湯梨浜を愛し 志を立て 共に学ぶ 人づくり」

ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち 自他のより良い未来につながる志を立て 友と共に学び 互いを向上させる 人を育てる 教育を推進します。

2 基本理念を支える4つの力

▼ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、未来を創造する力

- ・人々の暮らしや伝統・文化を学び、郷土を愛する力
- ・ふるさとの良さを探求し、発見・発信する力
- ・社会の変化に柔軟に対応し、新たな価値を生み出す力

▼自立して生きる力

- ・主体的に確かな知識と教養を身につける力
- ・課題に対し他者と協働しつつ主体的に取り組み、解決する力
- ・社会への貢献を大切に志を立て粘り強くやりきる力

▼豊かな心を持ち、健やかに生きる力

- ・基本的な生活習慣を身につける力
- ・強い体と心を養い、積極的に活動する力
- ・優しさ、かしこさ、たくましさ、しなやかさ等を身につけ、他者と接する力
- ・文化芸術、運動・スポーツ等の活動に積極的に取り組む力

▼社会と共に生きる力

- ・他者と人間関係を豊かに結び、協働する力
- ・自他の人権を大切にする力
- ・社会の一員として、規範意識を持ち行動する力
- ・日本及び世界的な課題に関心を持ち、その解決にむかって粘り強く取り組む力

3 5つの目標と31の施策

<目標1>ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の推進
施策1－(1) 教職員と児童生徒との信頼関係の強化 1－(2) 学校風土の向上 1－(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上 1－(4) いじめ、不登校の未然防止 1－(5) 人間性・社会性を育む教育の推進 1－(6) ふるさとキャリア教育の推進 1－(7) 幼児教育の推進 1－(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実 1－(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進 1－(10) グローバル化に対応する英語教育の推進 1－(11) 教育内容、教育方法の変化への対応
<目標2>学校を支える教育環境の充実
施策2－(12) 教職員の働き方改革の推進 2－(13) 安心、安全な教育環境の整備 2－(14) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実 2－(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供
<目標3>社会全体で学び続ける教育環境の向上
施策3－(16) 家庭教育の充実 3－(17) SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進 3－(18) 青少年の育成と社会教育の推進 3－(19) 人権教育の推進 3－(20) 公民館活動の活性化 3－(21) 文化会館、児童館の活動の充実 3－(22) 図書館機能の充実 3－(23) 社会教育施設の計画的な整備
<目標4>ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備
施策4－(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実 4－(25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化 4－(26) 中学校部活動の地域連携の推進 4－(27) 社会体育施設の計画的な整備

<目標5>文化、伝統、豊かな自然環境の継承・再発見と活用

施策5－(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実

5－(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進

5－(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の
促進

5－(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実

第4章 今後5年間の具体的取り組み

〈目標1〉 ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力を育てる学校教育の推進

【施策】

- 1－(1) 教職員と児童生徒との信頼関係の強化
- 1－(2) 学校風土の向上
- 1－(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上
- 1－(4) いじめ、不登校の未然防止
- 1－(5) 人間性・社会性を育む教育の推進
- 1－(6) ふるさとキャリア教育の推進
- 1－(7) 幼児教育の推進
- 1－(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実
- 1－(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進
- 1－(10) グローバル化に対応する英語教育の推進
- 1－(11) 教育内容、教育方法の変化への対応

施策1－(1) 教職員と児童生徒との信頼関係の強化

【現状と課題】

- 町立学校では、基礎学力の定着・向上、不登校児童生徒の出現率の上昇等の課題があります。これらの課題を解決し児童生徒が充実した学校生活を過ごし、自らの能力を高めていくためには、教職員と児童生徒との信頼関係の強化を図っていくことが重要となります。
- 教職員と児童生徒との信頼関係を強化していくためには、教職員は自身の責務を自覚するとともに、その責任を果たすよう努力を続けることが必要です。そこで、町教育委員会と各学校との連携を深め、教職員の授業力向上や教職員と児童生徒との教育相談機会の充実を図ります。

【めざすところ】

- 教職員の授業力や学級経営力の向上、教職員と児童生徒との教育相談機会の充実により、教職員と児童生徒との信頼関係を強化します。

【施策項目】

①授業力・学級経営力の向上

- ・授業づくりや学級づくり等に関する研修等を実施します。
- ・指導主事による授業参観・指導助言を実施します。

②教職員と児童生徒との個別教育相談の充実

- ・児童生徒アンケート等を実施し、児童生徒の実態を把握します。
- ・実施したアンケート等に基づき、教職員と児童生徒との個別の教育相談の機会を定期的に設定します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
授業力・学級経営力の向上に向けた指導主事による研修、授業参観、指導助言の実施	教職員研修または授業参観・指導助言を各校で3回実施
教職員と児童生徒との個別教育相談の場の設定	各学期に1回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
「学校の先生たちは自分のよいところを認めてくれる」と肯定的に回答する児童生徒が、県平均を上回っている学年の割合（小学校4年生から中学校3年生が実施するとっとり学力・学習状況調査）	66.6% (4/6 学年)	100% (6/6 学年)
「学校の先生たちは自分の悩みの相談にのってくれる」と肯定的に回答する児童生徒が県平均を上回っている学年の割合（小学校4年生から中学校3年生が実施するとっとり学力・学習状況調査）	66.6% (4/6 学年)	100% (6/6 学年)

施策1-(2) 学校風土の向上

【現状と課題】

- 学校風土とは、「学校生活の特性と質であり、それは児童生徒・保護者・教職員の学校生活における経験に基づいている。また、規範、目標、価値観、人間関係、教えと学びの実践、組織体制を反映するものである」と言われています。そして、「学校風土が良いことは、児童生徒の行動上の問題の改善だけでなく、学業成績の向上にとっても、最も重要な要因の1つであることが、諸外国における研究からも分かっている」とされています。
- 町立学校では、hyper-QU²を実施しており、児童生徒が学級集団におけるいごちの良さや学校生活における意欲や充実感を大切にしています。学校風土を向上させていくためには、hyper-QUをとおして、教師の観察と子どもたちの思いの相違をいち早く把握し、指導を見直し、問題解決に向けて学級経営や

² 〈hyper-QU〉

学校生活における児童生徒の満足感、意欲、学級集団の状態などを質問紙で測定する心理テスト。

授業を工夫していくことが重要です。そのため、hyper-QUをより効果的に活用していきます。

【めざすところ】

○hyper-QUを活用して、教師の観察と子どもの思いの相違をいち早く把握して指導を見直し、問題解決に向け学級経営³や授業の工夫を行い、学校風土の向上を図ります。

【施策項目】

①hyper-QUの継続的な実施

- ・年2回のhyper-QUの実施を継続的に行い、教師の観察と子どもの思いの相違をいち早く把握します。

②hyper-QUの効果的な活用

- ・hyper-QUの結果分析に基づき、指導を見直し問題解決に向けて学級経営や授業の改善を行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
hyper-QUの実施	年2回
学級経営に関する研修の実施	年1回以上
教員の授業参観・指導助言	延べ年15回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
安心、安全に学校生活を送ることができていると回答する児童生徒数が、全国平均を上回っている学級数の割合(hyper-QU第2回)	88% (44/50学級)	100%
先生や友達から、自分は認められ、受け入れられていると回答する児童生徒数が、全国平均を上回っている学級数の割合(hyper-QU第2回)	80% (40/50学級)	100%
「学級での生活は楽しかった」と肯定的に回答する児童生徒が県平均を上回っている学年の割合(小学校4年生から中学校3年生が実施するとり学力・学習状況調査)	50% (3/6学年)	100% (6/6学年)

³ 〈学級経営〉

教育目標の実現に向けて、学級担任が児童生徒が安心して学べる環境を整え、一人一人の能力を最大限に伸ばすために、学習や生活を基盤として教師や児童生徒間の信頼関係と児童生徒相互の良好な人間関係を意図的・計画的に構築・運営していく活動。

施策1-(3) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上

【現状と課題】

- 児童生徒が確かな学力を身につけ自らの進路を切り拓いていくためには、児童生徒が主体的に粘り強く学習に取り組み、児童生徒同士の協働や教職員・地域の人との対話を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけより深く理解することが大切です。児童生徒が主体的に授業に取り組むためには、児童生徒がかかわり合いを持ちながら学び、児童生徒にとってわかる授業・楽しい授業・学びがよい授業、日常生活とのつながりを感じることができる授業となるよう教員自らの授業力向上に取り組むことが必要です。また、児童生徒の家庭における学習習慣をより一層定着させていくことが重要です。
- 全国学力・学習状況調査において、町と全国及び鳥取県との平均正答率を比較すると、小中学校ともに年度によって上回ったり下回ったりという結果です。また、標準学力検査において、小学校は概ね全国平均を上回っていますが、中学校は近年全国平均を下回る学年・教科があり、学力が低下傾向にあります。さらに、二極化の傾向にある教科もあり、基礎学力のさらなる定着と向上が課題となっています。

【めざすところ】

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、子どもたちが主体的に学ぶ態度の育成や確かな学力の向上をめざします。

【施策項目】

①教職員の指導力・授業力の向上

- ・指導主事による研修、授業参観、指導助言の実施による教職員の指導力向上を図ります。
- ・各学校において、大学講師等を招聘した授業研究会の実施による教職員の授業力向上を図ります。

②児童生徒の学習意欲の向上と学習習慣の定着

- ・放課後子ども教室や放課後学習、サマースクール等の実施による学力補充を図ります。
- ・児童生徒が家庭学習の重要性を理解し、学習習慣の定着にむけて取り組むことができるよう「家庭学習の手引き」の内容を工夫し、発行します。
- ・各学校において、家庭学習の大切さについての指導の充実に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
教職経験年数1～3年目の教諭及び講師を対象とした指導主事による研修、授業参観、指導助言の実施	年1回以上の研修の実施、対象者全員の授業参観・指導助言の実施

講師招聘授業研究会の実施	各校1回以上実施
ゆりはま自主学習の広場、ゆりはま地域未来塾や放課後学習、サマースクールの実施	全学校で各事業の計画的な実施
家庭学習の充実をめざした取り組み	全学校で継続実施

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
とっとり学力・学習状況調査において、同集団における学力レベルの伸びが全教科1以上の学年の割合(小学5年生から中学3年生)	60%	100%
標準学力検査NRT(小学校)、標準学力調査CRT(中学校)において、全国平均を上回った割合(小学校は学年数、中学校は教科数)	小学校 100% 中学校 0%	100%
平日1日あたり1時間以上(小学6年生)または2時間以上(中学3年生)の家庭学習をしている児童生徒が全国平均及び県平均を上回っている学年の割合(全国学力・学習状況調査)	0%	100%

施策1-(4) いじめ、不登校の未然防止

【現状と課題】

- 平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」では、国、地方公共団体、学校それぞれのいじめ防止基本方針の策定等について規定され、令和6年8月に、国は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化するとともに、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すこととしました。本町においても、平成26年に策定した「湯梨浜町いじめ防止対策基本方針」を平成30年に見直し、いじめの防止等に向けた対策を進めています。いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識の充実を図っていく必要があります。いじめの未然防止、早期発見、適切な対応が一層求められています。
- 国は令和4年12月に生徒指導提要进行を改訂し、不登校の支援構造について明確化するとともに、チームで支援することが求められるようになりました。不登校の様態は、子どもたちの発達課題や児童虐待、貧困など家庭基盤の脆弱さを背景とするものなど、学校では対応が困難なケースが増加しています。不登校は、特別な状況下で起こるのではなく、「どの子にも起こり得る」ととらえることが必要です。こうした課題に対応するためには、スクールカウンセラー⁴やスクールソ

⁴ 〈スクールカウンセラー〉

臨床心理に関し高度に専門的な知識、経験を有する者であり、教員等とは異なる立場で児童生徒へのカウンセリングをしたり、教員及び保護者に対する助言や援助をしたりする専門員。

ーシャルワーカー⁵等の専門家と学校との連携を深め、福祉、心理、教育という各視点を総合し、不登校の子どもたちの状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。

- 町立学校における不登校の出現率は、小学校、中学校ともに増加傾向が見られ、発達段階や生活環境の変化などのさまざまな状況に応じた適切な支援が求められます。そのため、不登校やいじめの未然防止に向けて、研修の充実を図り教職員一人一人の専門性の向上を目指すとともに、子どもたちが自己肯定感等を感じることができる居場所づくり、周りの人と関わりながら主体的に活躍できる場面を実現する絆づくりに取り組むことが重要です。また、普段から子どもと教職員、子ども同士が良好なコミュニケーションを図るとともに、教職員間の連携を密にした組織的な体制を確立することが必要です。

【めざすところ】

- 子どもたちの抱える「不安」や「悩み」を早期に把握、対応できる体制を整え、いじめや不登校等の課題の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、子どもたちが楽しく安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【施策項目】

①いじめ問題等に対する対応強化

- ・子どもたち一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高めるとともに、道徳教育や人権教育を通じて、「いじめは命にかかわる問題である」という認識を持たせ、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・各校において、年度当初に「いじめの定義」「いじめの防止等のための基本的な方針」等について全職員で共通認識を図ります。
- ・いじめに関する情報を集約する担当を配置する等、国の示した定義に基づいていじめを積極的に認知し、その解消に向けて早期対応できる校内体制を整えます。
- ・定期的にいじめアンケートを実施するとともに、教育相談を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ・各校のいじめ認知件数及び対応状況の把握を行い、スクールソーシャルワーカーを派遣する等、いじめが解消するまでの各校いじめ対策委員会の対応を支援します。学校だけでは対応しきれない事案については、いじめ問題サポートチーム等を招集して対応を支援します。

⁵ 〈スクールソーシャルワーカー〉

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材。

②不登校等に対する対応強化

- ・子どもたちが安心して学び、活動できる人間関係づくりや、一人一人を大切にしたい授業づくりを行います。また、子どもたちが自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人が活躍できる場を創り、互いに認め合い、自己肯定感を味わうことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・専門的知見を有する講師等を招聘した不登校の未然防止に向けた研修を全ての町立学校で実施し、教職員一人一人の専門性の向上と学校の支援体制の見直しを行います。
- ・教育相談員等による不登校傾向を示す子どもへの相談活動や働きかけを行います。
- ・スクールソーシャルワーカーを学校に積極的に派遣して個々のケースについて検討を行い、関係機関との連携を図りながら、個の状況に応じた支援につなげていきます。
- ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携及び協力したケース会議でのアセスメント⁶の実施と、アセスメントに基づいてプランニングされた支援を実施します。
- ・町教育委員会主催の不登校対策委員会を実施し、教育相談（不登校）担当教員への研修等をとおして、学校の組織的な対応の質的向上とともに、学校間の情報交換を推進します。
- ・不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくり、不登校の要因や背景を把握するための家庭訪問やスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、登校にあたっての受入体制の整備などの支援を行います。また、子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会への参画、中部子ども支援センター、中部ハートフルスペース、フリースクール、児童相談所、医療機関等のさまざまな関係機関との連携も含めた支援を実施します。
- ・中部子ども支援センターの運営費用の負担継続、フリースクールを利用している子どもたちへの授業料等の援助に取り組みます。
- ・学年間や校種間の引き継ぎ連携システムを強化し、継続的・組織的に不登校児童生徒にかかわる体制を整備します。
- ・児童虐待に対して、早期発見努力義務・早期通告義務を果たすとともに、児童生徒の安全を確保するために、学校と福祉・医療・警察等の関係各機関が連携して、虐待の被害を防止する適切な対策をとるための体制づくりに努めます。

⁶ 〈アセスメント〉

支援者が何を求めているのか正しく知ること。そしてそれが生活全般の中のどのような状況から生じているかなど、対象者の理解だけにとどまらず、対象者を取り巻く環境も含めた情報を元に総合的、多角的に見立てること。援助活動の前に行われる評価。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
年度当初にいじめの定義、方針、対応体制についての確認を行った学校の割合	100%
情報を集約する担当等、いじめ対応に係る校内組織を整備している学校の割合	100%
専門的知見を有する講師等を招聘した研修の実施	年2回
不登校対策委員会の実施	年3回
定期的にいじめアンケートを実施し、教育相談を行った学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
不登校児童生徒の出現率が県及び県中部の出現率を下回る（小中学校別2分類）	100% （2/2分類）	100% （2/2分類）
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と肯定的に回答する児童生徒の割合	（小6）98.6% （中3）91.9%	（小6）現況値以上 （中3）現況値以上
いじめの重大事態 ⁷ の発生件数	（小学校）0件 （中学校）0件	（小学校）0件 （中学校）0件
「学級での生活は楽しかった」と肯定的に回答する児童生徒が県平均を上回っている学年の割合（小学校4年生から中学校3年生が実施するところり学力・学習状況調査）	50% （3/6学年）	100% （6/6学年）
不登校児童生徒の中で前向きな行動・変容等の改善が見られた割合（生徒指導月例報告）	52.8%	70.0%
外部機関と連携している不登校児童生徒の割合（生徒指導月例報告）	（小学校）64.3% （中学校）52.0%	現況値以上

施策1－(5) 人間性・社会性を育む教育の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化、人口減少の進展に伴って、世帯構造の変化、地域コミュニティの希薄化等による体験活動機会の減少など、子どもたちの人間関係力や社会性等の育成が懸念されています。一方で今後の社会においては、様々な価値観を持つ他者とのコミュニケーション力や折り合いをつける力を身につけることが、なお一層重要となると言われており、児童生徒がそのような力を身につけることが求められています。

⁷ 〈いじめの重大事態〉

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める場合を指す。

- 道徳の時間と各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育との綿密な連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた道徳的実践力を育成する必要があります。また、各教科の指導等を通じて、子どもたちの人間関係をつなぐ力や社会性の育成も求められます。
- 正義や公正を尊重する心、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性を育み、自他ともに大切にできる児童生徒の育成に取り組みます。また、豊かな体験活動をとおして児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育む道徳教育を充実します。

【めざすところ】

- 子どもたちが自己肯定感・自己有用感を高め、自立した人間として、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体をとおした道徳教育を推進します。
- 学校の教育活動全体をとおして、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

【施策項目】

①道徳教育の充実

- ・教科書を中心に「考え、議論する道徳」の授業を推進し、他者とのかかわりの中で自己肯定感を高めるとともに、多面的・多角的な見方・考え方を身につけることにより豊かな人間性を育みます。
- ・子どもたちの実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識を持って取り組む学校体制づくりを進めます。

②特別活動等の推進

- ・hyper-QUを年2回実施し、獲得が必要な対人関係を築く際に必要なソーシャルスキルを分析し、特別活動等の時間を用いて、児童生徒の発達段階や課題に応じたソーシャルスキルトレーニング⁸を実施します。
- ・子どもたちが生命の尊さや価値を知り、お互いの存在や多様性を尊重できるよう、道徳教育に加え、いのちの教育、人権教育などの心の教育を推進します。
- ・豊かな体験活動をとおして、感動する心や思いやりの心などの豊かな心を育成するとともに、規範意識を向上させ、自他の権利や生命を尊重する行動ができる子どもたちを育成します。

⁸ 〈ソーシャルスキルトレーニング〉

学校生活や社会生活において、良好な人間関係を構築し、自立して生きるために必要な知識や技術を身につけるトレーニング。

- ・職場体験や福祉体験等、児童生徒の発達段階に応じたさまざまな体験活動をと
おして、子どもたちの自尊感情を高め、自分の生き方について考える教育を行
います。
- ・集団の中で育つとされる児童生徒の社会性を、学校生活の中でできる限り育む
機会を設け、特に子どもたちのコミュニケーション能力の育成と、感情をコン
トロールするスキルの獲得をめざします。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
「考え、議論する道徳」の授業の推進	100%
「いのちの教育（いのちについて考える学習）」を実施し た学校の割合	100%
hyper-QU の実施と分析、分析に基づいた取り組みを行っ た学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
「自分にはよいところがある」と肯定的に回答す る児童生徒が全国及び県平均を上回る学年の割合 (全国学力・学習状況調査)	0%	100%
「人の役に立つ人間になりたい」と肯定的に回答 する児童生徒が全国及び県平均を上回る学年の割 合（全国学力・学習状況調査）	50%	100%
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級 やグループで話し合ったりする活動に取り組んで いると思う」と肯定的に回答する児童生徒が全国 及び県平均を上回る学年の割合（全国学力・学習 状況調査）	50%	100%

施策1-(6) ふるさとキャリア教育の推進

【現状と課題】

- 現在、地方における人口減少が進み、地域の担い手・労働力の不足が課題とな
っています。また、社会や地域への関心が低い子どもたちも増えており、持続可
能で活力ある社会をつくるためには、地域と連携・協働し「ふるさと湯梨浜」を
支える「人財⁹」の育成が必要となっています。
- 「ふるさと湯梨浜」を支える「人財」の育成のため、地域の児童生徒が地域の
人たちとの出会いや地域の伝統芸能、文化財、歴史、自然等を学ぶ機会を確保し、
児童生徒がふるさと湯梨浜への愛と誇りを持ち、人生を歩んでいくことができる

⁹ 〈人財〉「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを込め、あえて「人財」と表記している。

よう取り組みます。また、児童生徒が地域で働いている方々の仕事に対する思いや子どもたちへの願いを直接お聴きする機会を設け、児童生徒の発達段階に応じて湯梨浜町の発展や町民の生活の向上を願い多くの方々が尽力しておられることや自分自身の将来について考えを深め、社会や他者への貢献への志を持って人生を切り拓いていくことができるよう取り組みます。

【めざすところ】

- 学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力、ふるさとへの愛着や自らできることを考え、社会へ貢献しようとする力を育成します。
- 本町の豊かな自然、受け継がれてきた歴史や文化を継承し、町民が地域に誇りと愛着を持つような機会を整えるとともに、ふるさと教育¹⁰とキャリア教育¹¹とが連動したふるさとキャリア教育を推進します。

【施策項目】

①ふるさとキャリア教育の推進

- ・ 小学校社会科副読本『わたしたちの湯梨浜町』を定期的に改訂しながら、各校での活用の促進を図ります。
- ・ 子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、地域人財の活用や職場体験などの生涯を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考える機会をつくります。また、自己の変容を自己評価できる「キャリア・パスポート¹²」を活用し、社会とのつながりや社会における自らの役割を考え、社会の一員としての自覚を促すとともに、将来を見据えて自らが主体的に判断して目標に向かって努力する態度や能力を養います。
- ・ 各教科や総合的な学習の時間において、各校の創意工夫を生かしながら地域の自然や歴史、文化、暮らしなど、地域を題材として実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験活動や地域学習を進め、ふるさと湯梨浜の魅力が体感できる教育を展開します。

¹⁰ 〈ふるさと教育〉

鳥取県は「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）をとおしてふるさとに誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（自己確立、自己同一性）を創りあげていく教育活動」と定義している。

¹¹ 〈キャリア教育〉

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。

¹² 〈キャリア・パスポート〉

キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すさまざまな学習経験や活動の記録等を児童生徒自身が書き込むもの。小学校から高等学校までの12年間、学年間、校種間で引き継がれる。

②地域の特色を生かした学校づくり

- ・学習教材や学習の場を広く地域に求め、地域資源（人財・自然環境・社会環境・郷土財産等）を活用した体験活動や地域学習など、その地域や学校ならではの特色ある教育活動を推進します。地域人財の活用や、学校と図書館、公民館等との連携などにより、地域に学ぶ教育、多様な学びの充実を図ります。
- ・豊かな自然環境の中で、少人数ならではの教育活動の推進等、泊小学校の特徴を生かした特定地域選択制の取り組みを継続します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
副読本「わたしたちの湯梨浜町」を活用した学習を行った小学校の割合	100%
「キャリア・パスポート」を活用した学習を行った学校の割合	100%
地域資源を活用した体験活動、地域学習を行った学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒が全国及び県平均を上回る学年の割合（全国学力・学習状況調査）	50%	100%
「住んでいる地域や湯梨浜町が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	92.3%	過去5年間の最高値（R5の95.8%）以上
「今自分が住んでいる地域の行事に参加している」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	（小6）86.1% （中3）71.1%	過去5年間の最高値（小：R3の88.8%、中：R6の71.1%）以上
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小6）85.4% （中3）75.5%	過去5年間の最高値（小：R6の85.4%、中：R6の75.5%）以上

施策1-(7) 幼児教育の推進

【現状と課題】

- 現在の少子化や核家族化が進む社会において、子どもの健全な成長を図る幼児教育はますます重要となり、こども園・保育園と小学校との一層の連携が求められています。
- 幼児期における子どもは、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験をとおして多くのことを学びます。しかし、多様化する保護者のライフスタイル

や価値観により、基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の不足、規範意識の低下、運動能力の低下など、子どもの変化が指摘されています。

【めざすところ】

- すべての子どもたちが質の高い教育を受け、健やかに成長することができるよう、幼児期にふさわしい遊びを充実させる幼児教育の質の向上に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

【施策項目】

①保育教諭の指導力向上

- ・ 小学校とこども園、保育園の職員が、相互に授業参観・公開保育等へ参加をすることにより、教職員の専門性の向上及び教育実践の充実を図ります。
- ・ こども園・保育園への町計画訪問等による幼児教育充実へ向けた指導助言を行います。

②保こ小連携の推進

- ・ 小学校への円滑な接続を意識したカリキュラムの作成及び実践を推進します。
- ・ 保こ小連携・接続（研修会・連絡会・参観・交流・引継ぎ・移行支援会議）の推進を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
町内こども園・保育園への計画訪問の実施や公開保育等への参加をとおした指導助言の実施	100%
保こ小接続研修会の実施	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
架け橋期のカリキュラムを活用し保こ小連絡会を実施した小学校区の割合	100%	100%

施策1－(8) 教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は、年々増えています。全県及び全国的にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちが増加しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実が必要です。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもは、通常の学級にも在籍しています。そのため、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、学校全体で特別支援教育を推進していくことが重要です。

- 特別な教育的支援を必要とする子どもの困り感を低減するため、早期に対応していくことが求められています。併せて、こども園・保育園、小学校、中学校間での継続した支援体制の整備、保護者との信頼関係づくり、外部機関（教育、医療、福祉）との連携が必要です。

【めざすところ】

- こども園、保育園、小学校、中学校間で継続した支援体制を整備し、保護者や外部機関と連携しながら、個々の児童生徒の状況等に応じた適切な指導・支援を充実します。

【施策項目】

①教職員の専門性の向上

- ・研修会への教職員の派遣や、LD等専門員による研修の実施をとおした教職員の専門性の向上を図ります。

②切れ目のない支援体制の充実

- ・こども園訪問、5歳児健診等の実施により、早期支援体制を整えます。
- ・各こども園・保育園・学校において、「個別の教育支援計画¹³」の作成・活用による支援の充実を図ります。
- ・各学校へ児童生徒支援員の配置を行います。
- ・適正就学につながる支援会議、就学指導連絡会の充実を図ります。
- ・外部機関（教育、医療、福祉）との連携を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
町特別支援教育担当者等連絡会の開催による情報提供および情報共有	年間2回
湯梨浜町就学指導連絡会の開催による適正な就学指導の推進	年間3回

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
町及び各校における特別支援教育推進に向けた研修の実施	100%	100%
個別の教育支援計画及び個別の指導計画 ¹⁴ の作成・活用率	100%	100%

¹³ 〈個別の教育支援計画〉

特別な教育支援を必要とする子どもに乳幼児期から高校卒業までを通じて一貫した支援を行うために作成する計画。進級、進学時に保護者の了解を得ながら引き継いでいく。

¹⁴ 〈個別の指導計画〉

外部機関との連携を必要とする児童生徒が、外部機関とつながった割合	100%	100%
----------------------------------	------	------

施策1-(9) 授業でのICTの効果的かつ適切な活用の推進

【現状と課題】

- 1人1台のタブレット端末及び教師用タブレット、大型提示装置、実物投影機等のICT機器の効果的な活用方法について研究をさらに進めることとともに、すべての教室において同等の学習環境が確保されるよう、計画的な機器の配置と整備の充実を図ることが必要です。
- 社会の情報化が急速に発展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力である情報活用能力を育てることが重要となっています。

【めざすところ】

- ICTの効果的な活用による学力向上をめざします。
- 子どもたちの情報活用能力を育成します。

【施策項目】

①効果的なICTの活用

- ・ ICT機器の効果的な活用についての研究推進及び教職員研修の充実を図ります。
- ・ ICT活用による児童生徒の学習意欲や授業理解、情報活用能力の変容を検証します。
- ・ 情報モラル育成のための学習を実施します。

②ICT機器及び環境の整備

- ・ ICT支援員等の配置による教職員への支援体制を整えます。
- ・ デジタル教科書・教材等の整備を進めます。
- ・ ICT機器の整備・更新及び十分な通信速度及び通信容量の整備に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
ICT教育連絡協議会の実施によるICT機器の効果的な活用の検討及び情報共有	年間4回
各校における情報モラル育成のための学習の実施率	100%

特別な支援を必要とする子ども一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項を示した計画。保護者と協議しながら作成する。

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
「タブレットを利用した学習が分かりやすい」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	96.9%	98%
「タブレットを利用して、自分の考えを発表したり友達に伝えたりすることができる」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	78.8%	85%

施策1－(10) グローバル化に対応する英語教育の推進

【現状と課題】

- 社会のグローバル化（国際化）が進展しており、外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定されるため、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の一層の育成が必要です。

【めざすところ】

- 外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動をとおして、積極的にコミュニケーションを図る意欲・能力の育成をめざします。

【施策項目】

①指導と評価の充実

- ・研修会を実施し、教師の授業力・指導力向上を図ります。
- ・授業公開や情報交換による指導力の向上及び小学校・中学校の連携の強化を図ります。
- ・中学生対象の外部試験（英検 I B A¹⁵）による生徒の英語力の把握・分析及び指導の充実に努めます。

②外国語教育の環境整備

- ・ALT¹⁶の活用による外国語活動・外国語・英語学習の充実に努めます。

¹⁵ 〈英検 I B A〉

日本英語検定協会が提供する、学校教育で育成を目指す英語力を測定するためのテスト。結果は「英検級レベル」などの客観的指標で示される。鳥取県では県教育委員会が主体となって実施している。

¹⁶ 〈ALT〉

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のこと。小学校や中学校の英語教育の推進を目的に教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
小中学校外国語担当者研修会の実施による小中連携	年間 2 回
外部試験（英検 I B A）の実施による生徒の英語力の把握・分析	年間 1 回

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
あいさつや自己紹介など、自分のことを英語で伝えることができる児童（小学5・6年生）の割合（町アンケート）	81.5%	80%
自分の考えや気持ちを英語で伝えることのできる生徒（中学1～3年生）の割合（町アンケート）	63.1%	80%

施策1－(11) 教育内容、教育方法の変化への対応**【現状と課題】**

- 現在、次期学習指導要領及びその関連事項について文部科学大臣から中央教育審議会に諮問されており、学習内容の見直し、教育課程の柔軟化、学習指導要領の在り方等について審議されています。

【めざすところ】

- 国の動向を注視して必要な情報を収集し、教育内容・教育方法の変化に対応するための準備を進めます。

【施策項目】**①次期学習指導要領への対応**

- ・中央教育審議会の答申について注視し、次期学習指導要領についての情報収集に努めます。
- ・学習指導要領改訂による学習内容や学習方法等の変化に伴う対応方法の検討を行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
中央教育審議会からの情報を受けた対応方法の検討	随時

〈目標2〉 学校を支える教育環境の充実

【施策】

- 2－(12) 教職員の働き方改革の推進
- 2－(13) 安心、安全な教育環境の整備
- 2－(14) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実
- 2－(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供

施策2－(12) 教職員の働き方改革の推進

【現状と課題】

- 学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、学校・教職員に求められる役割が増大する中で、学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実とともに、教職員の適正な働き方による持続可能な学校運営が求められています。
- 令和元年度に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関して、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。本町においても、令和2年度、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措置について定める「湯梨浜町立学校の教育職員の業務量等に関する規則」を定めるとともに、同規則の運用に関する「湯梨浜町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、留守番電話の設置、学校閉庁日の実施など教職員の時間外勤務の縮減に取り組んできました。
- 令和7年6月11日に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」で、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けられました。また、業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告も義務付けられました。本町としても、令和7年度に定めた「湯梨浜町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいて、教職員の働き方改革¹⁷を推進していきます。

¹⁷ 働き方改革

労働環境を大きく見直す取組のこと。一人一人の意志や能力、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求していくことを目的とする。

【めざすところ】

- 教職員が子どもたちとじっくりと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議等の精選や学校業務支援システム（C4th）等 I C T 活用による校務・業務の効率化及びデータ共有化を推進します。併せて、部活動指導員¹⁸や部活動外部指導者¹⁹、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を図るなど、学校における働き方改革を進めます。
- 教職員が心身ともに健康な状態で教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス²⁰対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進めます。

【施策項目】

①学校運営体制の見直し

- ・地域や保護者の理解や協力をより得ながら、地域学校協働活動²¹による学校支援ボランティアの活用をさらに推進します。
- ・教職員を支援するため、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、部活動外部指導者等の外部人材を積極的に配置します。

②教職員の健康管理

- ・教職員の毎月の勤務時間を把握し、長時間労働者に対しては管理職面談を行い、長時間労働の解消をめざします。併せて、希望者に対して産業医による面談を実施できる体制を維持します。
- ・年2回のストレスチェック²²の実施により、教職員の健康保持、メンタルヘルス対策を行います。産業医による面談を必要とする者への体制も整備します。併せて、集団分析を行い、働きやすい職場環境づくりにも努めます。

¹⁸ 〈部活動指導員〉

中学校・高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の教職員に代わり、単独で指導・引率可能な職員。平成29年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、新たに制度化された職員。

¹⁹ 〈部活動外部指導者〉

顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う人材。

²⁰ 〈メンタルヘルス〉

精神面における健康、こころの健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、精神障がいの予防と回復を目的とした場面で使われる。

²¹ 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行うさまざまな活動。

²² 〈ストレスチェック〉

労働安全衛生法の規定により、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的とした調査。

③業務改善の推進

- ・学校閉庁日を設定し、教職員の年次有給休暇等の取得促進を図ります。
- ・「学校共同事務室」を設置し、事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化・平準化、OJT²³の実施による事務職員の育成及び能力の向上など、事務処理のさらなる効率化及び質の向上をめざします。
- ・校務を標準化し、業務の効率化を図るため、学校業務支援システムの普及・活用を推進します。
- ・ICTを活用した情報共有の推進等、業務の効率化に向けた取り組みを行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
毎月の各教職員の勤務時間の把握	100%
長時間労働者への管理職面談の実施	100%
ストレスチェック受検率	100%
外部人材の配置が業務改善において有効だったと回答した学校の割合	100%
学校閉庁日における年次有給休暇等取得者の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
月に45時間以上超過勤務を行う教職員の割合	19.8%	15%
教員一人当たりの1か月平均時間外勤務時間	30.07時間	30.00時間
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合(実施2回の平均)	12.1%	10%未満
年次有給休暇を5日以上取得した教職員の割合	100%	100%

施策2-(13) 安心、安全な教育環境の整備

【現状と課題】

- 地震災害、豪雨災害、記録的な猛暑や大雨の頻発等、自然災害が相次いでいます。各校では、日常からの安全教育を行っていますが、子どもたちの命が脅かされる事例も報告されています。子どもが巻き込まれる事件・事故も後を絶たず、町内でも自転車乗車中の交通事故等も発生しています。これらを教訓に、子ども

²³ 〈OJT〉

On the Job Trainingの略。職場内で、日常業務に携わりながら必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導・育成・相互開発することによって、職員の全体的な業務遂行能力や力量を向上させるすべての活動。

たち自らが命を守り抜くための防災教育、防犯教育、交通安全教育の充実が求められています。

- 保護者の所得など家庭の状況が子どもの体験の機会や学力に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。すべての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう教育の機会均等及び健やかな成長を保障する施策が必要です。
- 水銀灯や蛍光灯の製造終了や、環境問題への対応のため、LED化が求められています。また、ICT機器等の定期的な点検・修繕・更新も必要となっています。限られた予算の中で計画的に整備していくことが必要です。さらに、緊急を要する場合には、迅速に対応するよう取り組みます。

【めざすところ】

- 子どもたち自らが、自分の命を守ることができるよう安全教育の充実を図ります。学校・家庭・地域が連携して取り組むとともに、学校安全計画・危機管理マニュアルの点検・見直し、多様で実践的な避難訓練の実施、安全点検の徹底等、学校における危機管理体制の強化に向けた取り組みを進めます。
- 家庭の経済的状況によらずに教育が等しく受けられるよう、就学援助制度、奨学金制度、高等学校通学費補助制度等の周知と充実を図ります。

【施策項目】

①安全指導、安全管理の徹底

- ・さまざまな災害や犯罪等の脅威から子どもの安全を守るため、学校危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。年度初めに全教職員が共通理解するとともに、避難訓練等を実施するなど実践的な防災教育を推進し、防災・防犯に対する備えを強化します。
- ・自転車乗車中の交通事故等をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。
- ・通学路の安全確保については、引き続き、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進及び支援します。また、毎年度、地域関係者や学校、警察、道路管理者、関係課等で合同点検を行い、交通安全の視点のみならず、防災・防犯の視点も踏まえ、必要な対策を講じるように努めます。
- ・校内でインフルエンザ等の感染症の感染拡大を防止するための教職員の意識向上、児童生徒の感染予防のための行動化に努めるとともに衛生用品の配備等を図ります。
- ・教職員は、学習場所や学習内容における危険因子の把握や子どもの体調や様子の確認など、常に危機管理意識を持ち子どもの安全を最優先に考えた教育活動を行います。

②健康教育の推進

- ・児童生徒の基本的な生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

- ・むし歯罹患率の減少をめざし、各学校におけるフッ化物洗口事業の実施を継続します。

③教育施設の整備

- ・「湯梨浜町学校施設の長寿命化計画」に基づき、専門業者による点検、教職員による学校施設等の定期的な点検を行います。必要に応じて、学校施設等の維持や改修を行い、教育施設の長寿命化を推進します。
- ・定期的に業者による学校施設・設備の点検を行い、必要に応じて修繕・更新を行います。
- ・計画的に学校施設の水銀灯や蛍光灯のLED化及び空調機器の更新を行います。

④経済的に厳しい家庭の児童生徒に対する支援

- ・経済的な理由によって、就学が困難と認められる家庭に対する施策の維持と充実に努めます。
- ・国の「要保護児童生徒の就学援助の支給基準」を参考に、就学援助制度の支給額を設定します。また、制度についての周知を徹底し、すべての子どもが安心して学べる教育環境を支援します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
避難訓練（不審者対応、地震、火災等）を年2回以上実施した学校の割合	100%
学校危機管理マニュアル（生活安全、交通安全、災害安全のすべて）について点検・見直しを実施した学校の割合	100%
フッ化物洗口実施者数の割合	90%
毎年度における全児童生徒保護者への就学援助制度の周知	100%
小学校空調機器の更新	100%
校舎照明をLED化	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
児童生徒が巻き込まれた自転車乗車中などの交通事故件数	1件	0件
通学路の改善率（改善数/危険箇所点検数）	77.3%	80%
学校管理下における事故発生件数	小学校 33件 中学校 21件 （日本スポーツ振興センター関係分）	小学校 過去5年間の最低値（R3の27件） 未満 中学校 過去5年間の最低値

		(R6 の 21 件) 未満
小中学生のむし歯罹患率（学校保健統計調査）	小学校 36.1% 中学校 22.1%	30%以下
就学時及び進級時における制度案内及び広報・ホームページ等での周知	100%	100%
町立小学校 3 校の空調機器を更新	46.7%	100%
町立小中学校の校舎照明を LED 化する	25%	100%

施策 2 - (14) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実

【現状と課題】

- 社会とのつながりの中で学ぶことで、子どもたちは自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのために、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがより一層求められます。
- 単に地域の良さを知るといふ知識にとどまらず、地域の方々にお世話になりながら、地域に根差した学習や体験活動を積み上げることで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれます。引き続き、子どもたちの発達段階に応じて、学習や体験活動を積み重ねていくことが大切です。
- 本町では、平成 30 年度からすべての町立学校で学校運営協議会²⁴制度を採用入れ、コミュニティ・スクールとして学校教育目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進し、地域学校協働活動推進員を要として地域学校協働活動が取り組まれています。今後、学校と地域がさらに一体となった取組をさらに推進していきます。

【めざすところ】

- ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持って活動している大人の人の姿をとおして、ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、変化の激しい社会の中にあっても将来にわたって湯梨浜町をふるさととして愛し続ける子どもを育成します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域学校協働活動等の取り組みにより、社会総がかりで、子どもたちの成長を支えながら地域を活性化する体制づくりを進めます。

²⁴ 学校運営協議会

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

【施策項目】

①学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進

- ・子どもたちの豊かな成長のために、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して学校教育目標の実現を図ります。このため、学校運営に必要な協議を行う学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と、PTAや地域住民、団体等の参画による、ふるさと学習などの授業支援、学校の環境整備や子どもたちの登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による地域学校協働活動を一体的に推進します。
- ・学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、学校運営、学校教育に参画する「学校支援ボランティア」の拡充をめざします。
- ・町コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、各学校の取組状況を共有するとともに、学校ごとの好事例を水平展開できる体制を整備します。

②地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校の教育目標の実現に向け、学校内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育課程の編成・実施・評価・改善を核としたPDCAサイクル²⁵を確立します。また、めざすべき目標の達成に向け、教育活動を横断的、組織的、計画的に行う体制を整えます。
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の円滑な運営に資する地域学校協働活動推進員の継続的な配置により、幅広い地域住民や地域の多様な団体等が参画する、町民みんなで将来を担う子どもたちを育む環境整備を推進します。

③ゆりはま自主学習の広場、ゆりはま地域未来塾の充実

- ・児童生徒が、自主的に学ぶことができる環境の提供
- ・多くの児童生徒を受け入れることのできる組織体制づくり
- ・ゆりはま自主学習の広場とゆりはま地域未来塾を定期的で開催し、様々な家庭環境・状況に置かれた児童生徒が、自らの意志で学ぶことができる環境の提供を提供するとともに、児童生徒の学習習慣の定着に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
学校運営協議会での評価を活用した具体的方策の設定を行っている学校の割合	100%
地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施した学校の割合	100%
町コミュニティ・スクール推進協議会の開催	年3回

²⁵ 〈PDCAサイクル〉

①業務の計画(plan)を立て、②計画に基づいて業務を実行(do)し、③実行した業務を評価(check)し、④改善(act)が必要な部分はないかを検討し、次の計画策定に役立てる。検証改善のサイクル。

ゆりはま自主学習の広場、ゆりはま地域未来塾の定期的な開催	月3回程度
------------------------------	-------

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
「住んでいる地域や湯梨浜町が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	92.3%	過去5年間の最高値（R5の95.8%）以上
「今自分が住んでいる地域の行事に参加している」と肯定的に回答する児童生徒の割合（町アンケート）	（小6）86.1% （中3）71.1%	過去5年間の最高値（小：R3の88.8%、中：R6の71.1%）以上
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小6）85.4% （中3）75.5%	過去5年間の最高値（小：R6の85.4%、中：R6の75.5%）以上
学校支援ボランティア登録者数	250人	265人
ゆりはま自主学習の広場・ゆりはま地域未来塾への児童生徒の参加人数	小学校 31.4% 中学校 11.6%	対象学年児童生徒の20%以上

施策2-(15) 安心、安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供

【現状と課題】

- 学校給食において、県内外で異物混入やアレルギー対応の誤食などの事故が発生しており、中には児童生徒が亡くなる事故も発生しています。そのため、引き続き給食事故についての情報共有を図り、調理員等への注意喚起を行うとともに、事故防止のため調理員等の技能向上のための研修を定期的に行い、安全、安心な学校給食の提供に取り組めます。
- 近年、外国産の食材や加工品、飲料など様々な食品の入手が容易になるなど、子どもたちを取り巻く食に関する環境は大きく変化し、多様化しています。このため、子どもたちが、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報等を正しく収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を一人一人に育むことが課題となっています。
- 国は令和8年度から小学校の給食費を無償化し、中学校については可能な限り速やかに無償化するとの方針を示しています。どのような制度の基に無償化されるのか示されていませんが、安心・安全で文部科学省が示す基準をクリアした子どもの健康に配慮したおいしい学校給食を引き続き提供していくことが求められています。

【めざすところ】

- 学校給食における異物混入、食中毒、食物アレルギー事故の無い、安全・安心な学校給食を提供します。
- 子どもたちが生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができる力を育みます。
- 国の学校給食費を無償化する動向に適切に対応します。

【施策項目】

①学校における異物混入、食中毒、食物アレルギー事故の防止

- ・給食事故防止についての情報共有と注意喚起を実施します。
- ・調理員等の技能向上のための職員研修を定期的実施します。

②食育の推進

- ・栄養教諭・学校栄養職員を中心とした学校全体での食に関する指導を実施します。
- ・学校給食の地産地消の推進及び、家庭と連携した食育を推進します。

③学校給食費への適切な対応

- ・国の学校給食費を無償化する動向に適切に対応します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
給食事故防止、調理技能向上に向けた調理員等の研修等の実施及び参加した回数	各学期毎年3回以上実施
栄養教諭、学校栄養職員による、家庭科・保健体育・特別活動等における食育指導を実施した回数	全学年で実施
学校給食費無償化に対応した学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
学校給食の異物混入レベル2 ²⁶ 以上の発生、食中毒及び食物アレルギー事故の発生回数 ※調理上の発生回数	(給食センター) 1件 (泊小) 0件	0件

²⁶ 〈学校給食の異物混入レベル2〉

安心安全な学校給食を提供するため、湯梨浜町教育委員会において異物混入の対応マニュアルを定めている。その中でレベル1は「健康被害の影響がないもの」、レベル2は「衛生的ではないが健康被害の影響が小さいもの」、レベル3は「健康被害の影響が大きいもの」としている。

〈目標3〉 社会全体で学び続ける教育環境の向上

【施策】

- 3－(16) 家庭教育の充実
- 3－(17) SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進
- 3－(18) 青少年の育成と社会教育の推進
- 3－(19) 人権教育の推進
- 3－(20) 公民館活動の活性化
- 3－(21) 文化会館、児童館の活動の充実
- 3－(22) 図書館機能の充実
- 3－(23) 社会教育施設の計画的な整備

施策3－(16) 家庭教育の充実

【現状と課題】

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や自己肯定感の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。
- 時間的な制約や過度なデジタル機器の使用などにより親と子の関わりが希薄化し、家庭でゆっくりと親と子が向き合いコミュニケーションをとる機会が少なくなり、愛着に課題のある子どもたちが増えてきているとの指摘がされています。
- 家庭の教育力の低下により、基本的な生活習慣が身につけていない子どもやコミュニケーションをとることに課題のある子どもの増加も指摘されています。
- 「第3期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」によると、30%以上の保護者が子育てに不安や負担を感じ、約7%が相談できる人がいないと回答しており、保護者の孤立化が心配されます。

【めざすところ】

- 親と子のコミュニケーションをとおして、子どもが基本的な生活習慣、優しさや思いやり、倫理観、規範意識を身につけ、自己肯定感を高めることを目指します。
- 子育てに関する研修機会、相談体制、保護者間交流や地域とつながる交流の機会を設け、子育ての不安の解消と保護者が孤立しない環境づくりを目指します。

【施策項目】

①ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラムの推進

- ・ 役場関係課、学校、こども園等の関係機関、青少年育成町民会議等の関係団体が連携を深め、胎児期からの子どもの発達段階に応じた保護者研修の取り組みを進めます。

②家庭教育支援チーム活動の充実

- ・毎月定期的に親子の遊び場を開設し、コミュニケーションの充実や保護者同士の交流を深めます。また、子育てに関する講座を開催し、保護者に学びの場を提供します。

③子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する支援の充実

- ・子育てや家庭教育について関係機関、関係団体等が連携を深め、保護者等の相談に応じたり相談機関を紹介したりすることにより、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、必要に応じて保護者のカウンセリングや相談に応じます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
各関係機関における保護者研修の開催数	年 10 回以上
家庭教育支援チーム活動の開催数	月 1 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
各関係機関における保護者研修の参加者数	—	400 人
家庭教育支援チーム活動の参加者数	332 人	360 人

施策 3 - (17) SNS 等の特性と潜むリスクについての理解の促進

【現状と課題】

- 急速な社会の情報化の中で、子どもたちがインターネットや携帯電話を利用した詐欺や誹謗中傷を受けるなどの事件に巻き込まれたり、偽情報等によるトラブルに巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。
- G I G A スクール構想により、1 人 1 台端末環境が整備され、子どもたちにとってインターネットは身近なものになる一方で、ネット依存やネットいじめ、SNS を通じた性犯罪被害、闇バイトなど様々な問題が発生しています。

【めざすところ】

- 学校や関係機関、団体と連携を図りながら、児童生徒、保護者をはじめ市民の日常生活上の情報モラルを育成するための取り組みを進めます。

【施策項目】

① SNS 等の特性やその危険性についての小中学校 9 年間を見通した研修会等の開催

- ・学校、関係機関、および各種団体が連携し、SNS 等の特性や潜在的な危険性について理解を深めるための研修会等を開催します。

②情報ネットワーク上で事件やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための節度ある態度や考え方の育成

- ・「ゆりはま こどもの夢応援・研修プログラム」を活用し、幼少期から善悪を判断する力を養います。特にスマートフォンなどの情報端末を所持する際には、その適切な使用方法と注意点について周知徹底を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
学校機関と連携した情報モラル研修等の実施	各小中学校で実施
スマホ等の正しい使用等についての周知	年1回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
学校機関と連携した情報モラル研修等の参加者数	—	250人
情報モラル研修等における「理解できた」と回答した人の割合（研修後のアンケート）	—	85%

施策3-(18) 青少年の育成と社会教育の推進

【現状と課題】

- 現在、社会の変化に伴う核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等による地域の活力の低下が問題となっています。
- 町文化団体協議会には38団体が加盟していますが、各文化団体会員の固定化や高齢化により、会員数や団体数の減少が課題となっています。

【めざすところ】

- 町民の参加意欲を高めるような文化教室等の開催に努め、自主的な芸術・文化活動を積極的に支援します。
- 地域づくり人づくりの核となる社会教育関係者の育成を図り、地域のつながりや多世代間交流を推進します。

【施策項目】

①ふるさと陶芸館の活用

- ・陶芸体験教室を定期的に開催し、多くの町民にもものづくりの楽しさを感じてもらうとともに、参加者同士の交流を図ります。

②社会教育関係団体の教育力を活用した子どもたちの健全育成

- ・青少年育成湯梨浜町民会議やPTAなどの社会教育関係団体が連携し、子どもたちの健全育成を目的とした事業を実施します。

③社会教育関係団体で活躍する人財の育成等の支援

- ・社会教育関係団体に対し各種研修会等への参加勧奨を行うなど学習機会を提供し、人財の育成を支援します。

④文化団体の育成支援と連携強化

- ・町文化団体協議会と連携しながら新たな会員の加入促進や、活動成果の発表の場である「ゆりはま文化芸能祭」の充実に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
陶芸体験教室の開催数	年 20 回以上
子どもの健全育成を目的とした事業の開催数	年 5 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
陶芸体験教室の参加者数	285 人	300 人
子どもの健全育成を目的とした事業の参加者数	343 人	370 人

施策3-(19) 人権教育の推進

【現状と課題】

- 人権尊重のまちづくりを目指して、町民一人一人がお互いを認め合い、性別・出自に関係なく安心して暮らせるように、幅広い年齢層を対象とした人権教育を展開していく必要があります。
また、学校教育において、児童の発達段階に応じて、自分たちの生活の中にある人権に関する問題の学習や解決に取り組むとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習とそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からの学習により、児童生徒の人権意識の向上と自他の人権を尊重する態度の育成に努めます。
- 人権問題は重要な問題として認識されながらも、直接、自分に関わりがあると捉えている人は多くありません。人権教育を進めるにあたって、様々なテーマを取り上げ、身近な生活の中にある人権問題への気づきを促していくことが必要です。
- 町人権教育推進協議会は、協議会内の6つの部会と1団体で、それぞれ研修会や啓発など、会員の人権意識の向上に向けた活動を行っています。今後、会員のニーズ等に対応した学習方法を提供していく必要があります。

【めざすところ】

- 様々な人権問題について学習する機会を提供し、町民一人一人がお互いを認め合い、年齢・性別・出自等に関係なく安心して暮らせる人権尊重の町づくりを推進します。
- 町人権教育推進協議会と連携し、職場や地域において様々な人権問題について学習する機会の確保を働きかけるとともに、内容の充実を図ります。
- 社会教育と学校教育とが連携しながら、人権問題について学習する機会を確保するとともに、内容の充実を図ります。

【施策項目】

①さまざまな人権問題についての学習機会の提供

- ・町民一人一人が、興味・関心に応じて人権学習ができるように、各種大会、セミナー等で様々な人権問題に関する学習機会を提供します。
- ・幅広い年齢層の町民が人権問題に興味・関心が持てるように、講演だけでなく落語やコンサート、ワークショップ等いろいろな学習形態を取り入れます。
- ・学校やPTA等の様々な機関と連携を深め、人権問題についての学習内容の充実、人権意識の高揚を図るため人権標語の募集を行います。
- ・人権啓発番組を作成し、広報や座談会等への啓発資料を提供します。

②町人権教育推進協議会の活動支援

- ・協議会内の6つの部会と1団体の実情に合わせた学習方法の紹介、啓発資料の提供を行います。
- ・各区の地区座談会の内容充実のため、人権推進員に向けて学習機会や啓発資料の提供を行い、人権意識の向上を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
様々な人権問題に関する多様な学習形態の研修会の実施	年 5 回
地区座談会の開催	90%以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
各種研修会の満足度（アンケートによる）	平均 94%以上	平均 95%以上
地区座談会の開催率	85%以上	90%以上

施策3－(20) 公民館活動の活性化

【現状と課題】

- 本町は、中央公民館、羽合分館、泊分館の3館体制により、地域活性化推進員を中心に各地域のニーズを把握しながら、各種講座や教室を開催してきました。新しい参加者も見られますが、同じ方の参加も少なくはなく、参加者の固定化は課題の一つとなっています。

また、地域のにぎわいが少なくなり、身近なところでの教室や講座を望まれる声もあり、出前講座を各地域で積極的に取り組む必要があります。

【めざすところ】

- 生涯学習・社会教育の拠点施設として、『つどう』『まなぶ』『むすぶ』ことを促し、人づくり、地域づくりに向け社会情勢の変化や地域住民のニーズにあった各種講座や教室を開催します。また、家庭・青少年教育に関する各種講座や教室を開催し、子どもたちが公民館で地域住民とつながる取り組みを進めます。
- 地域の活性化に向け、人と人とのつながりを深める場となる出前講座を開催し、身近な地域での『つながり』を支援します。
- 事業実施にあたり、参加者募集案内など紙媒体だけでなく、デジタルツールを使用し情報発信を行います。

【施策項目】

①各種講座や教室の充実

- ・公民館では、地域活性化推進員と公民館運営委員と連携を深めながら、それぞれの地域の課題や要望を把握し、地域住民の満足する講座や教室を企画・実施します。
- ・関係各課や各種団体とも連携を図りながら、多種多様な幅広い分野での講座や教室の実施に取り組みます。

②地域のにぎわいの創出

- ・各地域で開催する出前講座にも積極的に取り組み、住民同士がつながり、まなび、つどう機会として、地域住民の交流やにぎわいの推進を図り地域の活性化を支援します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
各種講座及び教室の開催回数	年 155 回
出前講座の開催回数	年 36 回

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
各種講座及び教室の開催回数と参加者数	131 回 1,913 人	155 回 2,300 人
出前講座の開催回数と参加者数	24 回 402 人	36 回 500 人

施策3-(21) 文化会館、児童館の活動の充実

【現状と課題】

- 地域コミュニティの拠点である文化会館は、地域の住民が集い交流する施設であり相談事業等を展開しているが、地域の少子高齢化により利用者が減少傾向にあります。また、相談内容も多様化してきており、相談体制の充実を図る必要があります。
- 児童館は、子どもが自由に来館して過ごすことができる施設ですが、地域の少子化により利用者が減少しています。学校でもない家庭でもない子どもの「居場所」の重要性が増してきており、安心・安全な居場所としての充実を図る必要があります。

【めざすところ】

- 文化会館は、地域の住民が集い交流する施設として、また人権教育・啓発の拠点として活動の充実、生活相談員の配置等による相談体制の充実を図ります。
- 子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所として、子どもたちが行ってみたい、利用したい施設になるよう活動の充実とともに活動の周知を図ります。

【施策項目】

①地域に密着した総合的な支援

- ・地域コミュニティの拠点として、住民交流の場の創出に取り組みます。
- ・住民の来館及び訪問による相談対応について、関係機関との連携を密にするなど相談体制の充実を図ります。

②人権教育・啓発の拠点としての活動の推進

- ・解放文化祭の開催など人権教育・啓発の拠点としての事業を実施します。

③子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所づくり

- ・児童館事業の創作活動など、魅力ある事業内容を展開します。
- ・日々の施設点検及び定期的に行う遊具点検により安心・安全な居場所を提供します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
文化会館だよりの発行	月 1 回
児童館の創作活動の実施	各館年 12 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
人権教育・啓発事業の参加者数	355 人	400 人
児童館の創作活動の参加者	浜児童館 110 人 田畑児童館 150 人	各館 150 人 以上

施策 3 - (22) 図書館機能の充実

【現状と課題】

- 図書館は、地域社会における身近な学習や文化活動の拠点として重要な役割を担っており、本町には町立図書館、羽合図書室、しおさいプラザとまりの3施設が設置されています。近年、少子高齢化やデジタル技術の急速な発達等、利用者を取り巻く社会環境も大きく変化しつつある状況の中で、全国的に図書館の利用者が減少傾向にあります。図書館においては、図書の貸し出しのみならず、生涯学習活動の中心施設として、これまで以上に利用者のニーズに対応していくことが求められています。
- 貴重な地域の歴史や文化に関する資料を未来に向けて伝え続けるため、他行政部署や専門機関等と連携し、継続的に調査、収集を行い、適切に整理・保存するとともに、町民がいつでも閲覧や利用できるよう整備する必要があります。

【めざすところ】

- 幅広い分野の図書購入を継続的に行うと同時に、県立図書館等との相互貸借を活用する事で、利用者の多様なニーズに応えるとともに、急速な社会のデジタル化に伴い、館内のネットワーク通信の構築や電子書籍サービス等、今日のデジタル環境への対応を視野に入れた検討も行いながら、さらなる図書資料の充実を図ります。
- 絵本の読み聞かせやおはなし会等の普及活動や、読書に関する講演会の開催により、各年代に応じた読書を通じての学びの場を提供し、図書館の利用促進を図ります。
- 図書館を、家庭や職場・学校等に加えた、もう一つの居場所として構築し、また地域の人々へ館内スペースの活用を促進する等、生涯学習拠点としての環境づくりを目指します。
- 地域の歴史や文化に関する保存資料の収集、整理したものをデータベース化し、デジタルアーカイブとして、いつでも誰でも閲覧できるよう整備します。

【施策項目】

①図書館資料の充実

- ・幅広い分野の図書購入を継続的に行うと同時に、県立図書館等との相互貸借を活用することで、利用者の多様なニーズに応えるとともに、急速な社会のデジタル化に伴い、館内のネットワーク通信の構築や電子書籍サービス等、今日のデジタル環境への対応を視野に入れた検討も行いながら、さらなる図書資料の充実を図ります。

②図書館活動を通じた学びの機会の提供

- ・図書館を単に読書活動や資料提供の場にとどまることなく、生涯学習の拠点として、また館内スペースを地域交流の場としての活用を促進し、利用者にとって快適な居場所づくりを目指します。
- ・行政機関や各種団体と連携し、ブックスタート、絵本の読み聞かせや、講演会、イベントの開催等、各年代に応じた読書活動の推進を図ります。

③地域の貴重な歴史や文化等に関する資料の収集・保存

- ・町文化財保護機関等と連携し、地元の歴史資料や民話などの電子データ化に向けての作業を行い、誰もが閲覧可能となるよう整備します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
おはなし会や各種講座/講演会等各種イベントの開催回数	年 36 回 (3 施設/月 1 回程度)
ホームページ、SNS、広報誌による新着情報等の PR	毎月 1 回以上
図書館に対する意識調査の実施	随時

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
図書館貸出数	119,467 冊	120,000 冊
図書館貸出利用者数	30,373 人	31,000 人
保存資料のデジタルアーカイブの公開・更新	—	年 1 回以上

施策 3-(23) 社会教育施設の計画的な整備

【現状と課題】

- 公民館、図書館等の社会教育施設の老朽化に伴う修繕箇所が増加傾向にあります。利用者に安心・安全・快適な施設提供をするためにも適宜、修繕・更新をする必要があります。

【めざすところ】

○各施設を利用される方が、安心・安全・快適に利用できる社会教育施設となるように必要な施設整備を実施します。

【施策項目】

①公民館施設の整備・充実と利便性の向上

- ・法定点検や施設点検を行い、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・施設維持に必要な修繕や備品購入を計画的に行います。

②図書館施設の整備・充実と利便性の向上

- ・法定点検や施設点検を行い、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・施設維持に必要な修繕や備品購入を計画的に行います。

③社会教育施設の整備・充実と利便性の向上

- ・法定点検や施設点検を行い、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・施設維持に必要な修繕や備品購入を計画的に行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
定期的な施設点検	年 12 回以上
計画的な修繕や備品購入	適宜

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
定期的な施設点検		年 12 回以上
計画的な修繕や備品購入		適宜

〈目標4〉 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の整備

【施策】

- 4－(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実
- 4－(25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化
- 4－(26) 中学校部活動の地域連携の推進
- 4－(27) 社会体育施設の計画的な整備

施策4－(24) ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実

【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中、施設整備や指導者育成などにより、町民一人一人が年齢や体力、関心や目的に応じて、安全に運動・スポーツ活動を楽しむことができ、また、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させていくように取り組んでいます。
- 町民の健康や生きがいづくりのために、誰もが取り組みやすいグラウンド・ゴルフをはじめ、ウォーキングなどニュースポーツについて、個人の体力やニーズに応じた運動・スポーツ活動が幅広い年代で取り組まれています。
- 地域における運動・スポーツの活性化のため、各種大会を実施するとともに、地域でのスポーツ大会開催を支援するなど、関心を喚起していく必要があります。

【めざすところ】

- 軽スポーツ教室を町のスポーツ推進委員を中心として定期的を開催し、スポーツの習慣化を推進します。
- 町民の運動習慣の定着を図るため、みんなのげんき館を活用した運動教室等を定期的を開催します。
- 町民を対象とした大会を継続的に開催し、スポーツを始める動機づけや競技力の向上を図ります。
- 各地域等でのスポーツ活動推進を支援するため、用具の貸し出しや指導者の派遣を行います。

【施策項目】

①各種スポーツ教室等の定期的な開催

- ・ 誰にでも親しめるニュースポーツ、自然の中でウォーキングやノルディックウォークを楽しむ機会、新春かけろう会などを定期的を開催し、運動機会を継続的に提供するとともに、各種教室等の情報提供を行いながら、スポーツの習慣化を図ります。

②みんなのげんき館を活用した運動教室等の開催

- ・各種運動教室等を定期的に開催することでみんなのげんき館の利用を促進し、町民の運動習慣の定着を図ります。

③町民大会の継続的な開催

- ・町民を対象とした大会を継続的に開催し、スポーツを始める動機づけや競技力の向上を図ります。

④スポーツ大会への用具貸出や指導者派遣等の開催支援

- ・各地域等での運動・スポーツの推進を支援するため、地域で開催されるスポーツ大会への用具の貸し出しや、教室等への指導者の派遣を行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
軽スポーツ教室の定期開催	年 12 回以上
みんなのげんき館を活用した運動教室等の開催	月 125 回以上
町民大会の継続開催	年 8 競技 8 大会以上
用具の貸出し及び指導者の派遣	年 30 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
軽スポーツ教室等の参加者数	225 人	250 人
みんなのげんき館の利用者数 (トレーニングルーム 運動教室 スタジオプログラム)	367 人 (実人数) 8,857 人 (延人数)	500 人 (実人数) 10,000 人 (延人数)
町民大会の参加者数	1,113 人	1,200 人
用具の貸出し及び指導者の派遣	30 回 (貸出：27回 派遣：3回)	30 回

施策 4 - (25) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化

【現状と課題】

- 本町は、全国に発信するスポーツ大会として、「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」「グラウンド・ゴルフ国際大会」を継続開催しています。また、令和 9 年に開催される「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」において、本町でグラウンド・ゴルフ競技を開催します。生涯スポーツである「グラウンド・ゴルフ」の大会開催を通じて、日本全国や世界の愛好者と地元の町民がふれあい、交流を深

めています。今後も、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の魅力を、若い世代にも引き継いでいくことが求められています。

- グラウンド・ゴルフは、本町で考案されてから30年以上にわたり、多くの方々に親しまれてきました。愛好者も多く、「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」には、20を超える都府県からプレーヤーが集い「潮風の丘とまり」は、全国の愛好者のあこがれの地となっています。参加地域(都道府県)を増やし、大会の魅力向上と発祥地のブランド化をさらに図っていくことが必要です。
- 毎年実施している「グラウンド・ゴルフ国際大会」は、海外普及と国際化の取り組みの推進に大きく貢献しています。令和元年度には、大会会期中に「国際グラウンド・ゴルフ連盟」が設立されるなど、国際化への歩みを進めてきました。今後、開催される「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」のグラウンド・ゴルフ競技の成功に向けて準備を進め、海外普及・国際化をさらに進め、地域の活性化につながるように、グラウンド・ゴルフ国際大会を継続して実施していくことが必要です。

【めざすところ】

- グラウンド・ゴルフの普及及び発祥地としてのブランド化とさらなる海外普及の推進のため、「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」、「グラウンド・ゴルフ国際大会」、「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」の開催を図ります。
- グラウンド・ゴルフの更なる普及推進のため、各種大会の広報等啓発を行います。
- 発祥地大会等各大会を開催し、生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を核にした地域活性化の推進を図ります。

【施策項目】

①発祥地大会等の開催

- ・グラウンド・ゴルフ発祥地大会、グラウンド・ゴルフ国際大会、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西（グラウンド・ゴルフ競技）を開催します。

②大会の開催等による地域の活性化

- ・各大会開催において、町内等地域ボランティアによる運営参加及び地域特産品等の活用を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
グラウンド・ゴルフ発祥地大会の参加都道府県	30 都道府県
グラウンド・ゴルフ国際大会及びワールドマスターズゲームズの海外からの参加者数	国際大会 192 人 WMG2027 関西 336 人
地域団体等の参加	240 人

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
グラウンド・ゴルフ発祥地大会 参加都道府県数	23 都府県	30 都道府県
グラウンド・ゴルフ国際大会への外国人参加者数	118 人	国際大会 192 人 WMG2027 336 人
地域団体等の参加者数	221 人 発祥地 136 人 国際 85 人	240 人

施策4－(26) 中学校部活動の地域連携の推進

【現状と課題】

- 中学校教員の働き方の一環として、また、持続可能な中学生の運動機会や文化活動の機会の確保をめざして中学校部活動の地域展開（地域移行）あるいは地域連携の推進が文部科学省、スポーツ庁、文化庁から求められています。
- 国は令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。また、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における最終とりまとめでは、「次期改革期間（令和8年度から13年度）内に原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」と示しました。
- 本町においては、令和6年6月に「湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定し、「地域連携型」を基本とし、学校や地域の状況に応じて生徒の活動の機会を確保しながら取組を推進することとしています。
- 活動先となる団体や人財不足、安定した財源や移動手段の確保等、考慮すべき点が多くある中、生徒の活動機会の確保のため、国や県の動向を注視するとともに、鳥取県中部地区の市町とも連携し、湯梨浜町の実情に合った部活動の在り方について速やかに検討していくことが必要です。

【めざすところ】

- 生徒の部活動における活動機会を確保するため、地域の実情に合わせた部活動改革の取組を推進していきます。

【施策項目】

①部活動の地域展開・地域連携の推進

- ・部活動指導員や部活動外部指導者等の外部人材の活用を推進し、中学校生徒の活動機会の確保や、指導者となる教職員の負担軽減を図っていきます。
- ・可能な部活動から地域展開を実施するため、地域の民間クラブと連携し、地域クラブの認定に向けた取組を推進します。

②部活動の在り方検討会の継続

- ・令和5年10月に開始した「湯梨浜町立湯梨浜中学校部活動在り方検討会」を今後も継続し、地域の有識者や保護者、学校関係者と協議を重ねながら生徒にとって望ましい部活動環境の構築と持続可能な部活動について、また、部活動の地域展開・地域連携の方向性について検討を進めていきます。
- ・国や県の動向を注視し、必要に応じて他市町とも連携しながら、町としての部活動の在り方の検討を進めていきます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
部活動の在り方検討会の開催	年3回

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
部活動指導員の配置人数	4人	8人
部活動外部指導者の配置人数	3人	6人
休日部活動における外部人材のみで指導した時間の割合	6.2%	50%
地域クラブの認定数	0団体	2団体

施策4-(27) 社会体育施設の計画的な整備

【現状と課題】

- 各団体及び個人有志において、社会体育施設を活用し、運動・スポーツを楽しむ活動が行われています。これらの各種施設については、合併以前からの施設が大半であり、経年劣化による施設の老朽化が進んでいます。ライフステージに応じた運動、スポーツ活動を推進し、運動習慣やスポーツ活動の習慣化・定着化を図るため、活動場所として施設を整備していく必要があります。

【めざすところ】

- 運動・スポーツ活動の習慣化・定着化の拠点として、施設の各種整備等計画に基づき、各体育施設の適切な維持管理及び整備を推進します。

【施策項目】

①社会体育施設の適切な維持管理

- ・施設の適切な維持管理のため、点検・清掃等管理の実施を行うとともに備品等の更新、老朽化対応及び維持管理経費縮減のための照明設備の更新等について、計画的に推進します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
施設の維持管理の点検	毎月1回以上
施設の整備実施	(計画等策定)

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
施設の維持管理の点検・対応	—	年24回
施設の整備実施	—	(年間)

〈目標5〉 文化、伝統、豊かな自然の継承・再発見と活用

【施策】

- 5－(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実
- 5－(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進
- 5－(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進
- 5－(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実

施策5－(28) 地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実

【現状と課題】

- 地域の中で脈々と受け継がれてきた郷土芸能や祭りなどの伝統文化は、地域に関わる人々相互のつながりを深め、地域コミュニティの維持・活性化に資する重要な役割を果たしています。しかし近年は、担い手の高齢化や次代の担い手となる若年層人口の減少に直面しています。
- 伝統文化を確実に保存し、次世代へと継承していくための保存団体等の継承活動の支援と、担い手確保に向けた取り組みが課題となっています。

【めざすところ】

- 地域の伝統文化を確実に保存し次世代へ継承する活動を支援することで、地域に関わる人々のつながりを深め、地域コミュニティの維持と活性化を目指します。

【施策項目】

①伝統文化の保存団体等の活動支援

- ・伝統文化の保存団体等の活動を支援するため補助金を交付するとともに、団体間の交流や情報交換の機会を設け連携を促進し、活動の活性化を図ります。

②伝統文化の担い手の育成支援

- ・将来の伝統文化の担い手を育成につなげるため、町内各小中学校で、子どもたちが地域の伝統文化を知り、体験する機会を確保します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
伝統文化の保存団体間の交流や情報交換の機会の提供	年1回以上
町内各小中学校での地域の伝統文化を知り体験する活動の実施	各小中学校 年1回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
継承活動を支援する団体数	5 団体	現状維持 (5 団体)

施策5－(29) 文化財の保存活用計画の策定と活用の推進

【現状と課題】

- 本町には羽衣石城跡及び付城跡群をはじめ数多くの文化財が点在していますが、保存修理や環境整備が必要なもの、資料等の整理・調査・研究が進んでいないもの、その価値が広く認知されていないものなど、各文化財の現状把握と適切な保存活用が課題となっています。
- 近年、文化財保護行政は、これまでの枠を超え、より幅広い分野での文化財活用を求められています。また、文化財の保存・活用を行政だけで担うことは困難であり、地域で活動する多様な個人や団体との連携・協働が喫緊の課題となっています。

【めざすところ】

- 文化財の現状把握を継続的に行い、それに基づく適切な保存・活用を計画的に行うことで、町民をはじめとする多くの人々に地域の宝である文化財の価値を広く認知してもらい、後世への確実な継承を目指します。
- 文化財に関心を持つ個人や団体と連携して、文化財を持続的に保存・活用できる体制づくりを目指します。

【施策項目】

①文化財の保存活用計画及び整備計画の策定

- ・町内の文化財の定期的な点検及び異常気象後の点検を行い、適切な現状把握に努めます。
- ・羽衣石城跡及び付城跡群の適切な保存と積極的な活用のため、史跡の保存活用及び整備計画を策定します。

②文化財の保存・活用に関わる地域人財の発掘・育成

- ・文化財に関心を持つ個人や団体と連携して、文化財や歴史に関する調査・研究・資料整理を行い、その成果を公開・体験イベントやガイドツアー、SNSでの発信等の活用につなげます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
文化財の定期的な点検及び異常気象後の点検の実施	年 10 回以上

羽衣石城跡及び付城跡群の保存活用計画及び整備計画の策定	策定の完了
個人や団体と連携した調査・研究・資料整理の実施	年6回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
指定・登録文化財の件数	120 件	123 件

施策5－(30) ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進

【現状と課題】

- 郷土の歴史文化に関心を持つことは、郷土への誇りや愛着を育む源となります。しかし近年は社会環境が大きく変化し、地域への関心や地域住民同士のつながりの希薄化が課題となっています。
- 羽合・泊の歴史民俗資料館は、開館から40年以上経過して施設の老朽化が進んでおり、職員が常駐していないため平常時の利用者数が伸び悩んでいるという課題があります。

【めざすところ】

- 様々な手法で本町の歴史文化遺産に触れる機会を創出することで、地域住民や出身者の郷土への誇りと愛着を育みます。
- 歴史民俗資料館が、適切な管理と積極的な活用をとおして、多くの人に本町の歴史文化遺産に触れる機会を提供できる中核施設となることを目指します。

【施策項目】

①歴史講演会や現地見学会などの企画・実施

- ・本町の歴史文化遺産に関する講演会や現地見学会、体験イベント、展示など、魅力ある事業の企画・運営を行います。

②学校や公民館などと連携した学習機会の提供

- ・学校・公民館・図書館・青少年育成団体などと積極的に連携して、本町の歴史文化遺産に関する出前講座や現地見学会、体験イベント、展示など、幅広い世代に向けた学習機会を創出します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
町の歴史文化遺産に関するイベントの実施	年10回以上
学校と連携した町の歴史文化遺産の学習機会の提供	年4回以上
歴史民俗資料館を活用したイベント等の実施	年5回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
町の歴史文化遺産に関するイベントの参加者数及び満足度	1,453人(98%) ※	1,000人以上 (95%以上)
歴史民俗資料館の来館者数及び満足度	1,590人(99%) ※	700人以上 (95%以上)

※R6は長瀬高浜遺跡50周年記念事業のため例年の水準より大幅に増加した

施策5-(31) ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実

【現状と課題】

- 本町は豊かな自然に恵まれており、希少野生動植物も多数確認されています。しかし年々、開発や外来種の増加による影響を受けているため、自然環境の保全に取り組んでいる個人や団体等と連携した、保護のための取り組みが必要となっています。
- 乳幼児期から豊かな自然環境の中で様々な体験を重ねることで、郷土の豊かな自然環境を大切にする意識が育まれます。しかし近年は生活様式の変化や農林水産業の衰退等により、自然に対する人の関りが減少し、自然環境への関心が薄れているという課題があります。

【めざすところ】

- 自然環境の保全に取り組んでいる個人や団体と連携して、豊かな自然環境と希少野生動植物の保護に取り組み、次世代へとつなげます。
- 本町の豊かな自然環境や希少野生動植物について学び体験する機会をとおして、郷土の豊かな自然環境を大切にする意識を育みます。

【施策項目】

①希少野生動植物の調査・研究・情報収集・保護活動の実施

- ・本町の希少野生動植物の分布・生息等の現状や保護の必要性について、個人や団体と連携して調査・研究・情報収集・保護活動を行います。

②自然環境や希少野生動植物に関する情報発信と自然体験活動の実施

- ・学校、公民館、青少年育成団体などと連携して、本町の豊かな自然環境や希少野生動植物に関する出前講座や現地見学会、体験イベントなどを実施します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
希少野生動植物の調査・研究・情報収集・保護活動の実施	年2回以上

自然環境や希少野生動植物に関する情報発信や自然体験活動の実施	年1回以上
--------------------------------	-------

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R6)	目標値(R12)
指定天然記念物の件数	7件	現状維持 7件

計画の推進

1 計画の推進

- 計画に位置づけた事業については、関係機関などとの連携を図りながら、担当課が主体となって計画を進行管理し、推進します。
- 総合教育会議や湯梨浜町総合計画などで方針が示された場合は柔軟に対応します。

2 計画の点検及び評価

- 計画の達成へ向けて、毎年実施する「教育行政の点検・評価」の中で、計画の年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を反映させます。



第4次湯梨浜町教育振興基本計画 令和8年3月

湯梨浜町教育委員会事務局

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町久留 19-1 電話 0858-35-5364